

が同一であった方がよいという考え方も否定できないだろうと思ひます。これは従来と変わっておらないわけではあります。

親子国籍独立主義は、今度の改正案でも貫いておられます。この独立主義とか同一主義とかいいましますのは、実は親の国籍の愛動が直ちに子供の国籍の愛動につながるというのを意味する言葉として私どもは理解しておるわけで、そういう意味では親子国籍同一主義というのとは違って、今度の案でも独立主義でありまします。しかしながら、その親子の国籍が同一であることが望ましいという考え方は、これは否定するものではありません。したがって、一定条件のもとに国籍の取得を認める。例えば準正などの場合にも、そういうふうな気持ちで少しあらわれないともいえないと思ひます。それから、附則の關係なんかでもあらわれないとは思ひます。しかしながら、しかしながら、親の国籍の愛動が子に及ぶということも否定する意味での独立主義は、今度の改正案につきましても貫いておると思ひます。

それから国籍唯一の原則でございますが、これは今度の改正案におきましても各所に貫いておるつもりでございますが、その扱いが十分変わってまいりました。現行法の場合におきましては、まず二重国籍が發生しないようにというところに国籍唯一の原則の基本を置いたわけですが、したがって、父系血統主義をとるといふことによつて二重国籍が血統主義の抵触をいふか、そういうものによつて起ることを防いだ、要するに予防といふのが發生の防止といふところに力点が置かれたのが現行法でございます。ところが、改正法では父母両系血統主義を採用するといふことを基本にいたしました。したがって、その点では發生の防止という点では国籍唯一の原則が後退しておるわけではあります。しかしながら、その反面、今度はある一定の年齢に達するときにそれを解消するという事後の解消策というものが新たに出てきたわけでございます。そういう面では解消策だけをごらんになりますと、あるいは国籍唯一の

原則が強く強調されたというふうな印象を与えるかもしれませんけれども、發生防止の父系血統主義をやめたということと総合的に考えますと、むしろどちらかといいますと現行法よりは二重国籍の解消全体が強まったということはないのではないかといいたいと思ひます。

○神崎委員 親子国籍同一主義につきましても、憲法の保障いたしました個人の尊重を理由といたしまして旧国籍法の採用しております親子国籍同一主義から親子国籍独立主義に改められたという経緯があるわけでございます。他方、未成年の子供に關する限り親と子の国籍が同一であることが望ましいという親子国籍同一主義を採用している間が多く、世界的にはこちらの方が主流である、このようにも言われているのであります。我が國が親子国籍独立主義をとり、世界の趨勢が親子国籍同一主義をとっているといふと、我が國の制度と各國の制度との間に整合性を欠くわけでございますから、いろいろな問題が生ずるのではないかと思われるわけでございます。どういふ問題が生じるのか、また、これに対する改正法の対処の仕方につきましてお尋ねしたいと思ひます。

○批田政府委員 親子国籍同一主義を採用している國は多いわけでございますけれども、今後そういう主義が世界各國の國籍法改正の動向の中でどうなるかといふことは必ずしも明らかではございませんけれども、個人の尊重といふふうなことが一般的な傾向であることからいいますと、次に親子国籍独立主義の方が將來としてはふえていくのではなからうかと思ひます。

それにいたしまして、現在では同一主義をとっているところもございまして、したがって、日本とは違つたことになりましても、親子の關係の場合には比較的親の關係でございまして、横の關係がないためにそれが日本の國籍との關係の衝突で具体的な混乱を生ずるというふうなことは余り予想されません。現在でもそれはある問題でござ

いますけれども、余りそのことが混乱になつていくとかというふうなことは聞いておりません。

○神崎委員 次に、準正についてお尋ねをいたします。

改正法は、準正によりまして日本國民の嫡出子の身分を取得した外國人たる子につきましても、一定の要件のもとに届け出による國籍取得の制度を新設したわけでございます。これはそれについては大要評価されるわけでございます。

しかしながら、提案理由説明によりまして、改正法は父母両系血統主義を採用すると言明しているわけでありまします。血統主義という観点からいいますと、日本國民から認知された子も、準正によつて日本國民の嫡出子としての身分を取得した者も同じ親子に異なるわけでありまします。それにもかかわらず、認知の場合を改正法において除外した理由は一体どういふ点にあるのかという点であります。確かに、嫡出子と嫡出でない子との間に、我が國の身分法上、親権、氏、相続の關係で異なつた取り扱いをしていくとか、外國の立法例では、認知によつて國籍を取得するといふ國よりも、準正の場合に限つていふ國が多い、こういうことも言われているようにございまして、これらの点も考慮したものとと思われましますので、これけれども、この点に關する法務當局の見解をお伺いしたいと思ひます。

○批田政府委員 単純な血統といふことになりましますと、おっしゃつたとおり認知も一つの血統を示すものでございまして、しかしながら、血統主義と申しましても単に血がつながつていさすればいいというふうなことではなくて、やはり血統がつながつていふことが、一つは日本の國に對する帰属關係が強いといふことを明確ならしめる一つの重要な要素としてとらえられていることだろうと思ひます。そういう面から考えますと、認知といふだけでは、これは母親が日本人である場合でありましますから、生活実態をいいますと嫡出子の場合とはかなり違つたのではないかと、民法におきましても嫡出子と非嫡出子ではいろいろな扱いが違ひま

す。その扱いの違ひ根拠は、認知した者とその子との間には生活の一体化がまずないであらうといふことが一つの前提になつていふと思ひます。

そういうことからおたいたしまして、なるほど片親の血はつながつておたいたしてても、当然に日本の國と結びつきが強いといふ意味で國籍が取得されるというふうにするには適当でないだろう。これが準正になりますと、そこでは両親の間に婚姻關係があるわけで、生活の一体化といふものが出てまいりましますから、そういう場合は意思表示によつて日本の國籍を取得させてもいいだろうけれども、認知だけではそれはいいかたではないか、そういう考えから現在のようにな案にしておるわけでございます。

○神崎委員 次に配偶者の帰化条件についてお尋ねをいたします。

日本國民の配偶者の帰化条件につきましても、現行の國籍法は日本國民の夫については国内居住三年を要件といたしておりますけれども、日本國民の妻につきましても国内居住を要件としていなかったものであります。しかしながら、改正法は日本國民の配偶者が夫であるか妻であるかを問はず同一の条件を定めることにいたしました。これは婚姻三年と一年以上国内居住の要件を課されることになつたわけでありまして、これだけを取り上げますと、従来より帰化条件が厳しくなつたとも見られるわけでありまします。男女平等の原則の徹底からこのようになつたと思われましますけれども、国内居住を要件から外すことによつたような支障があるのか、この点についてはお尋ねをいたしたいと思ひます。

○批田政府委員 これは先ほど認知のところでも申し上げましたけれども、ある外國人が日本の國籍を取得するためには、日本人と婚姻關係にあるといふことだけではなく、生活実態が日本との結びつきが強くなる、そういう帰属性といふものが出てきて初めて日本の國籍を与える要件が加わつてくるのではないかと、これが基本的な考え

方でございます。従来は、日本人の男性を夫とする外国人の妻の場合については、国内における居住要件というものがなかったわけでございますけれども、これは従来の考え方、妻は夫に従うといいますが、妻は夫の生活環境の中に全く入ってしまふというふうな考え方、それからまた、先ほども話が出ましたけれども、夫婦間同一主義的な考え方、むしろ妻の国籍が夫の国籍に従うべきだというふうな考え方もあるものではなからうかと思ひます。そういうふうなことで、日本人の男性の妻となれば非常に日本との結びつきが強くなるという発想がその根底にあると思ひます。

そういうこと自体が、今度の法改正の一つの理念であるところの両性の平等、それから婦人差別撤廃条約の考え方というものに反することになりますので、そういう妻は夫に従うというふうなことを取り外して物を考えてみますと、先ほど申し上げました日本の國との強い結びつきという一つの要素を考へていく場合には、単に婚姻関係があるということだけではなくて、一定の、日本に住んでいてという日本の土地との結びつきというものがあつて初めて帰化できるという要件にすべきであるという考え方になつたわけでございます。

○神崎委員 そうしますと、具体的に仮装婚姻を懸念しているためなのではないかと言ひたいのですが、その点についてはどうなんでしょうか。

○批田政府委員 理論的には、ただいま御説明申し上げたとおりでございますが、仮装婚姻によつて日本に入國して帰化をして、直後に離婚するというようなケースもときどき指摘されております。そういうことも横目にはにらんで、考慮に入れたかと言へばうそになりますけれども、しかし、それだからといって本来あるべき理念を曲げて考えたということとはございません。

○神崎委員 現在は、日本国民の妻につきまして国内居住を要件としておりませんので、国外在住のままに帰化している日本国民の妻がいるものと思はれるのであります。それは大抵年何名ぐらいであるか、またどういふ人たちであるのか。

さらに、今後はこれらの者は国外にいる限り帰化できないことになるわけでございますけれども、これらの者に不利益を与えることにならないかどうか。この点についてお尋ねをしたいと思います。

○批田政府委員 国外にあって日本人の妻であるということで帰化した数は、昭和五十六年が十一名、五十七年が九名、五十八年が十六名となつております。

その人たちがどういふ関係の人かということ、は、はっきりした数字はつかまえておりませんが、半数は外交官、外務公務員で、その他は、民間企業の海外派遣職員というふうな人が現地で結婚をいたしました。そして帰化の申請をするというケースがほとんどだというふうに承知いたしております。

こういうふうな事情の方が今後不利になるのではないかという面では、なるほどそういう面がございますけれども、外務公務員につきましては、従来、現行の外務公務員法の七条の関係を改正しようというふうなことを外務省でも考へておられるようでございます。それからまた、その他の民間の方につきましても、不利と言へば不利でございますけれども、主にそういう方はいずれ國內に戻つてこれらの方がほとんどだと思ひますので、戻つてこれらになりましたら、一年間おられれば、その間に婚姻歴が三年以上たてば帰化申請ができますので、それほど大きな影響があるものではないのではないかというふうに考へております。

○神崎委員 次に、改正法が採用いたしました父母両系主義につきましても、もう一度もとに戻つて基本的なことからちよつと考へてみたいと思ひます。法が現行法を踏襲しております血統主義という点についても考へてみたいわけでありまして、國によつて、この血統主義と生地主義という問題につきましても、いろいろな國の國籍法を見ておきますと、必然的に血統主義の國はいつまでも血統主義を続けるのか、生地主義の國はいつまでも

も生地主義を続けるというのじやなくて、アメリカでも獨立当初は血統主義であつたが、その後、生地主義になつた、あるいは当初は生地主義であつたけれども、その後、血統主義に変わったという國もありまして、必然的にそれを維持しなければいけないというものでないかと思ひます。要するに、日本という國家の基礎をどう決めるか、こういう角度からこの問題について考へればよいのではなからうかと思ひます。

そして、今改正法は婦人差別撤廃条約批准のために父母両系主義を採用している。この父母両系主義の採用が當然の前提ということで議論がなされていくように思ひますけれども、条約を批准し、父母のいずれが日本国民かによつて子の國籍に差異を設けない、これがこの婦人差別撤廃条約の批准の要件を満たさうと思ひますけれども、そういう場合には、この父母両系主義をとるほかに、例えばアメリカやカナダのように生地主義を採用するという考え方、あるいはイギリスの一九八一年の改正法のように國內で出生した自國民の子に國籍を付与するものとする、血統主義と生地主義の重複を認めるというふうな考え方、あるいは一九八二年のビルマの改正法のように、父母が自國民のときに國籍を付与して、父母の一方のみを自國民とする子の國籍の取得には一定の条件を付する、こういったことも考へられるのではないかと思ひます。

そこで御伺ひたいのでありますけれども、今回の改正で父母両系主義を採用された政策的根拠というものは一体どういふものであるか、こういう点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○批田政府委員 おっしゃるとおり、いわば両性の平等的なように改めるという場合には、生地主義に切りかえてしまふということも一つの案だろうと思ひます。それから父母両系血統主義にするということも一つの案だろうと思ひます。それからもう一つは、純血統主義といひますか、両

親ともに日本人である場合にのみ日本國籍を与えるというの、一つの方法だろうと思ひます。そのほか、それらのものを若干組み合わせるという方針もあらうかと思ひますが、基本的にはその三類型だろうと思ひます。

法制審議会におきましても、現在血統主義をとつておりますし、日本の國民感情としましては非常に民族の考へ方が強いというふうなこともあつて、その大きな議論をしたわけではございませんけれども、生地主義の場合にはどうなるか、夫婦ともにという純血統主義の場合にはどうなるかということは一応検討し、我々も検討したわけでございます。

その点から申しますと、生地主義をとりますと、これは現在の、要するに血統主義的な考え方からしますと百八十度の転換でございます。これは國民感情としてもまず受け入れられないであらうということがあります。それから實際問題としても混乱を生じます。それから、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、重国籍の問題というのはやはり避けなければいけないという考へ方があります。そういうことを考へますと、生地主義をとりますと、日本にも國際化が進みますと外國人の方が大ぜい来られる、そこで生まれた子供はみんな日本國籍を取得するということになりますと、生地主義をとることによつて重国籍の問題がかなりふえていくことが考へられるわけでございます。そういうことはどうだろうかというふうなことで生地主義は適当でないという結論でございます。

それから純血統主義につきましても、現在は父親が日本人であれば母親が外國人であつても日本國籍を取得するといふのを狭めてしまふということになるわけですが、そういうふうなことが妥当かどうかといひますと、いろいろな層からの声からいたしましても、母親を日本人とする子供にも日本國籍を与えるという声は強いけれども、父親だけが日本人の子について日本國籍を与えるのはまずいという声は全くないのでございます。それ

から先ほど申しましたけれども、これから国際交流が盛んになってくるといふことから考えますと、純種血統主義というのは現実には妥協しないのではないか。そういうふうなことをあれこれ勘案して結局人種差別撤廃条約の思想に乗るならば、我が国としては現実には選択できる方法は父母両系血統主義しかないという結論になったわけでございます。

○神崎委員 現行法の父系血統主義につきまして、従来から憲法との関係で問題を指摘する意見があるわけでございますけれども、現行法と憲法との関係につきまして法制審議会でのような議論がなされたのか、お伺いしたいと思っております。

○批田田政府委員 法制審議会におきましても憲法との関係が議論され、検討されたわけでございます。その中で、現時点においても憲法に違反するものではないという意見もあります。それから、現時点では憲法に違反しているのではないかと、あるいは違反の疑いが残っているのではないかとという意見があります。そういう違憲論的な考えの方も、それでは現行法が昭和二十五年制定当時から憲法違反であったかということになりますと、そういうふうな議論をされる方は実は一人もおられなかったわけでございます。

現行法制定当時は憲法違反ではなかった、しかし、その後の国際情勢というものがだんだん変わってきた、殊に違憲でないといふことの一つの論拠になります二重国籍の防止策としての父系血統主義といふものがほかの國が父母両系主義をとることによつて實際上機能しなくなつてきつたといふようなことからしますと、憲法違反の疑いが濃くなる、そういうような考え方をされるわけでございます。

それからもう一つは、両性の平等という意識が昭和二十五年当時と現在とでは違つて、そういう両性平等の意識といふものが日本国内においてもだんだん成熟してきた、そういう度合いに絡んで憲法違反の疑いが濃くなつてきた、そういう議論を

されるわけでございます。

では、いつからかということになりますけれども、これはどなたも御指摘になる方はないのでありますけれども、少なくとも昭和二十五年当時からは憲法違反であったという議論は法制審議会においては出なかつた次第でございます。

○神崎委員 次に、無国籍児の問題についてお尋ねいたします。

附則五条の国籍取得の特例との関係で、沖組の無国籍児の問題が指摘されているところであります。その発生原因といたしまして、日米の国籍法の差異によるもののほか、ほかの原因によるものもあるというふうに伺っておりますけれども、どのような事情で無国籍児が生ずるのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○批田田政府委員 沖組の無国籍児は、三類型に分類されるというふうに言われております。

第一番目がいわゆる純種無国籍児と言われる方たちであります。これは日本の国籍法とアメリカの国籍法との消極的抵触という関係から出てくる無国籍児であります。これらの方々は、数とすればそれほど多くはないように聞いております。

それから第二類型が未就籍無国籍児と言われる方々であります。これは概念的には米国籍がある、父親が国籍を取得しておるといふことではあるのだけれども、その父親が行方不明であるとかあるいは戦死してしまつたといふようなことで米国籍から米国籍の証明書が得られないといふこととから事実上就籍手續がとれないといふことでの未就籍無国籍児と言われる方々であります。

それから第三類型が婚姻外無国籍児と言われる方々であります。これは正統の婚姻をアメリカ人とした日本女性がいる。ところが、その夫の方はアメリカに帰化したとかいふようなことで行方不明になつていて事実上の婚姻関係はないといふ状態のときに、離婚手續をとらないままに日本といひますか、日本人でなくともいいのですけれども、ほかの男性と事実上の婚姻関係に入つて、そこで子供が生まれるという方々、これは法

律上は嫡出推定を受ける形になつておるわけでございますが、血統的にはその母親の夫とは関係がない人という方でございます。

そういうふうな三類型になつてゐるというふうな一般に言われております。

○神崎委員 法務省は、成人を超えましたが無国籍児につきましても簡易帰化で対応できるんだといふことを言われてゐるわけでありまして、ところが、帰化については手続的にも大変複雑である、帰化されない場合もあるという声も耳にするわけでありまして、従来どのような考えでこの問題に対処してこられたのか、また今後どのような方針で運用をされるお考えなのか、この点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○批田田政府委員 従来から沖組の無国籍児につきましては、国籍法の許す限度ぎりぎりまで簡易的な措置をとるうではないかといふことで来ております。最近、三年間五人ずつ帰化の申請があり、いずれもそれは全員帰化が許可されております。提出書類などについても非常に複雑であるといふようなことが言われておりますが、私どもとすれば、本人が原則として書くこと、作成することとができた、あるいは通常の戸籍簿本とか住民票、そういう程度のもので集めていただいて、あとはなるべく手間がかからないで済むといふような措置も講じております。そういうようなことでございまして、またさらに複雑だとか、もつと相談に乗つてくれといふような声もありまして、今後ともそういう方針は貫いて、現地の窓口でも円滑にいくようにしてまいりたいと思つてゐるところでございます。

○神崎委員 次に、国籍選択制度についてお尋ねをいたします。

二重国籍の問題につきましては、一部に重国籍であることの権利を保障すべきだ、こういう意見もあり、当委員会でもそういう議論もなされたわけでありまして、今回の改正案では、二重国籍を減少させるためとして、一つは新たに選択制度を導入した、さらに現行の留保制度といふも

の適用範囲を国外で出生した血統による二重国籍者にも適用するように拡大をしてゐるわけでありまして、ヨーロッパと我が国とはその置かれました国際環境も異なりますし、國の伝統も異なりますから、必ずしもヨーロッパと我が国を同じように考えることはできないだろうと思つてゐるわけでありまして、同じく父母両系主義を採用いたしましてヨーロッパ諸國では、イタリアを除いて国籍選択制度を導入してゐない、このように伺つております。その理由は一体どういふ点にあるのでありましようか。

○批田田政府委員 ヨーロッパ各國で国籍法の改正に際しましていろいろ検討がなされたようでありまして、その結果としてヨーロッパ理事會での開僚評議会の決議のとおり選択制度を設けたのはイタリア一國であります。今後ふえるかもしれないけれども、目下のところ一國であります。ほかの國々はどうしたかといふことは必ずしもはっきりはいたしませんので、推測する面もあるわけでございますけれども、各國の国籍法改正の際の理由書等を読んでみますと、國籍唯一の原則を貫きたい、したがって選択の制度を導入するのはいいのではないかと、それが導入できるかどうかといふ面は検討されているようであります。

しかしながら、實質的には、そういう選択の制度をとりますと、今度の我が國の改正案と同じでございまして、催告をしてそして國籍の選択の後始末をするといふことが当然必要でございまして、そのためには重国籍者といふものを把握しておかなければできないわけでありまして、あるいは把握する資料がなければできないわけでありまして、しかしながら、ヨーロッパ各國におきましてはそういう関係での資料が現行制度では整つていない。したがつて、選択制度を採用するためにはそういう資料を収集しておく新たな機關が要する。そういうふうなことをしても果たしてどこまでできるかわからないといふようなことから、実効上それは大変困難であるといふことが北歐三國あるいはイギリスなどにおいても選択制度を採用しな

かつた理由に挙げられてゐるようであります。そのかわり、各国間の協定で二重国籍についての解消あるいは二重国籍である場合の問題である兵役などについての抵牾問題を解決していくというこの措置でその点は我慢しようというふうな考え方で選択制度は結果的には採用されなかつたというふうにも承知いたしてあります。

○神崎委員 国籍選択の期限の問題につきまして、これを引き下げるという議論と、それから二十五歳ぐらいに引き上げたかどうか、こういった両方の議論がなされてゐるわけでありまして、これも改めてお尋ねをいたしますが、この期限を二十二歳にした根拠というものはどういふ点にあるのでありましょうか。

○批田田政府委員 二十二歳と申しますのは、実は二十歳から二年の間というところに意味があるわけでありまして、基本点は要するに二十歳であります。成年に達したときを基準にいたしてあります。国籍の選択ということは自分の帰属する国を最終的に決めるというものです。そういう重大な事柄であるので、それを自分で判断して処理できるというのは一体何歳が適当であろうかという要素が一つございまして、それからもう一つは、二重国籍というものはいろいろな弊害があるのでこれを解消したいというのが選択の制度でございまして、二重国籍の弊害というものは年を重ねれば重なるほど実はその弊害が出てくる可能性が強くなる。そういう意味合いで、どれぐらいのところでやってもらつた方がいいのかという観点から一つあるわけでございます。

そういうふうな両方から見ますと、まず自分の判断能力というふうな点から考えますと、我が国の法制度では満二十歳が独立して判断できるという年齢であるということで基本的には貫かれておるわけでありまして、そういう面から二十歳ということが適当だというのが一つ言えます。それからもう一つは、二重国籍の弊害的なことを考えますと、その一つの大きなものに兵役義務もあるわけ、各国の兵役の年齢を見ますと、これ

また十八歳とか二十一歳とかいろいろありますけれども、大体二十歳ぐらいのところがめどであるというふうなことを総合勘案いたしますと、二十歳が基準点である。で、二十歳に達してから二年間の熟慮期間といひますか手続期間というものを置いて、その間に選択をしてもらおうということを考えて次第でございます。

○神崎委員 これまでの当委員会の議論を伺つておりますと、国籍選択の期限につきましては、国籍選択の判断をするのに二十歳が適当であるかという角度からの議論と、もう一つは兵役義務との関係で議論がなされてゐるわけでありまして、兵役義務のある国には兵役義務中には自国の国籍の離脱ができない、そういうふうにしてゐる国がある。そこで、兵役義務年限との関係で国籍選択の期限を二十二歳とするのは妥当か、こういう角度からの議論がなされてゐるわけでありまして、外国で二十二歳を超える年齢まで兵役義務があるときでも日本の国籍の選択に支障はないように思ふわけでありまして、その点についてどうかという点です。さらに、その場合、外交上問題は生じないか、こういう点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○批田田政府委員 二重国籍の他国の方の兵役義務の年限内に入つてゐる場合に日本の国籍の選択の宣言をするということとは、これは我が国としては別に支障がない、それを禁止すべき何らのいわれも規定もございせんので、それは当然日本国籍の選択の宣言をすることができまして、それが他国に対して影響があるのではないかと御質問でございまして、これは、我が国に對しては日本国籍の方を自分としてはとらんとした、したがって外国の国籍はなすようにするんだということを日本の国籍に對して宣言するだけでございまして、他国に對しては別に法的な効果は何もないわけでございます。したがって、それをしたからといって日本の国と当該外国との間に外交上のトラブルが起るということは予想できないところでございまして。

また十八歳とか二十一歳とかいろいろありますけれども、大体二十歳ぐらいのところがめどであるというふうなことを総合勘案いたしますと、二十歳が基準点である。で、二十歳に達してから二年間の熟慮期間といひますか手続期間というものを置いて、その間に選択をしてもらおうということを考えて次第でございます。

○神崎委員 次に、留保制度についてお尋ねをいたしましたけれども、留保制度につきましては、血統主義を絶対視する考え方、それから旧国籍法が六十三三年の改正で留保の規定を新設した理由がアメリカへの日系移民の困難を救済する、こういうた理由であつたことなどから見まして、留保制度を廃止すべきだ、こういう考え方もあるものであります。今回の改正に当たりまして、この留保制度を廃止しないでむしろ適用範囲を拡大したという点が挙げられると思ひますが、これはどのようなお考えによるものかお伺ひいたしたいと思ひます。

○批田田政府委員 現行の留保制度ができたいきさつにつきましてはいろいろなことが言われておるわけでございますが、そのできたいきさつはともかくといたしまして、現在の国籍制度の中で留保制度が果たしております機能というのは、二重国籍を取得する場合において形勢的な国籍をしようとしたままの二重国籍はなすという作用といひますか機能は十分に果たしてゐると思ひます。そういうふうな面からいいますと、留保制度というのは子供の将来を考えて親が留保するかしないかを決定するわけでございますけれども、そういうことによつて重国籍がいれば出生の時点で解消することというところは非常に大きなメリットであると思ひます。そういう意味で二重国籍の防止策という面での留保制度はなお存続したい。

それからもう一つ、その留保制度を拡大したといふことは、外国で生まれて重国籍という場合には、生れたところから外国で、しかも親の片一方が外国人だといふことであります。そういうふうな状況にある方は、日本に對する帰属関係といひますか結びつきといふものがかなり弱いという場合がかなりあるだろう。二重国籍者の場合に二重国籍の各国に對する帰属度合いといひますか、そういうものがフイティー・フイティーであるといふこともあるであらうけれども、おおむねはどちらかに偏つてゐると考えられるわけでありまして、そういうふうな偏りのことからいいます

と、外国で生まれて、しかも片親が外国人であるという場合には、日本の国籍への偏りが、もちろん実生活としては強い場合もあるかも知れませんが、弱いはないかというところの傾向としては言えるのではないかと。そういう方々については、もちろん日本国籍は与えないというわけじゃないので、与えられなくても留保していただくという。そのことによつて、反面、形勢的な日本国籍は取得しないでおくということができるのでないかということから、留保制度を少し拡大してなお存続をすることにしたわけでありまして。

なお、これは正確な数字ではございませんけれども、ブラジルなどでは、日本の国籍を取得する法律関係にある者の中で留保を出すのは約三分の一ではないかというふう言われておるわけでありまして、現行法でそうでありまして、そういうことからいいたしまして、やはりそういうことで形勢的な日本国籍を持つ二重国籍者を排除したいというところは、かなり実効の上から制度として今後考えられるということが予測されるわけでございます。

○神崎委員 次にお尋ねいたしますけれども、国外出生児の国籍取得を制限する各国の立法例としてどのようなものがあるか、御紹介をいただきたいと思います。

○批田田政府委員 これはいろいろな形のものがございまして、大体、社会主義の国におきましては国外出生児の国籍取得については制限するものが一般的でございまして、中国の国籍法によりまして、中国の公民である者でも外国で定住してゐるというふうな場合には中国の国籍を取得しないというふうなこともなつておりますし、ソビエトの場合には、外国で生まれた場合に二重国籍となる場合には両親の合意によつてどちかに決めるというふうなことにしてゐるものもあります。それから国外で生まれた子供が一定の期間内に、一定の期間内というものは、一定の年齢までに一定期間内に居住しないときには、原則として

自国の国籍を失わしめるといふような形のもので、スウェーデンとかデンマークとかがありま

す。それからまた、一定の年齢までに一定の手続をしなれば自国籍を喪失するというような国といたしましては、スイスとかベルギーとかという

ようなものがあるわけでありま。それから生地主義の国におきましては、これは、もと

もとも生地主義というのとは自国の領土内で生まれた子供に国籍を与えるという考え方でござ

いますので、その領土外、国外で生まれた子供については、むしろある一定の条件がある場合、血

統的な条件があつて居住要件のものが加つた場合に自国の国籍を与えるといふふうなことでござ

います。そのことはアメリカなんかもとつておるとして、沖繩の無国籍児を生む一つの原因

になつてゐるところでございます。またほかにもいろいろな類型がございますけれども、大

体今申し上げましたようなことで、各国それぞれの考え方で国外出生児については国籍取得

得についての何らかの制限を設けておる、あるいは後になつての喪失事由としておるというよう

なところが多いように承知いたしております。○神崎委員 改正法は留保制度と選択制度と二

つの制度をとつてゐるわけでありま。重国籍解消の機能としては、この二つの制度という

ものは重復することになるのではないでしようか。その点について御意見を伺いたいと思いま

す。○批田政府委員 確かに、重国籍解消の策としては重復と言へば重復でございま。いづれも重

国籍解消策であるという面において共通するものがございま。重復と言へば重復でございま

すけれども、しかしながら、そのおのおのがそれぞれ機能を別にするわけでありまして、留保制

度というのは、出生の時点で国外で生まれたといふことからくる日本国籍の形骸的なものを防止す

るといふことで整理ができるわけでありま。それから選択制度というものは、留保した者も含め

て重国籍である者が、みずからの意思によつてみ

ずからの将来の生活を考えた上で国籍を選択するといふことによつて重国籍の原則を貫いてい

くというところでございま。趣旨が違つてゐるわけでありま。その留保制度をやめ

てしまつて選択制度一本にしたらというふうな御意見も突はなかつたわけではございま

せんけれども、それはそれぞれの機能すべき場面が違つたりでなく、留保制度の場合には少な

くとも出生の時点で二重国籍が解消するといふ利益があります。早く申しますと、国籍唯一の原則

だけの立場から申しますと、選択制度というのは二重国籍の状況の解消を二十二歳まで待つとい

う感じがございま。それを持たなくて済むといふことが一つのメリットであらうといふこ

とが言えるわけでありま。それから、今度採用いたしました国籍選択の宣言の制度というものは、これはその一定の期限まで

というふうに私は考えるわけです。このようなケースというのは、一体どれくらいあるものと思っておられますでしょうか。

○批田政府委員 これはちよつと数は何とも想像がつかないわけですが、一万人を超えざるを得ないであろう、その中で取得の意思表示をされる方がどれだけの割合になるかはちよつと想像がつかない。ふたをあげてみないと実にはわからないというのが本音でございます。

○養護委員 母が現に日本国民でない、死亡時に日本国民でない、しかし生まれた時に母は日本人であつたというケースですね。

○批田政府委員 それは全くわかりません。先ほど申しましたのは、この要件に当たる方の数字でございます。

○養護委員 全くわからないということですが、でも、そんなにめんどくさくはないとくさんあるというふうにも思えないのです。それで、先ほど申し上げたように、この経過規定で措置されるものは三年の期間を区切っているわけですから、その限りにおいて日本人として日本国籍を取得したいという子供の意思があれば、母親が現に日本国籍でなくてもよろしいのではないかと、いうふうに思うので、重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

それから、直接国籍法ということではありせんけれども、関連する諸法についてちよつとお伺いしたいと思つてます。

差別撤廃条約を批准するために改正をしなければならぬ国内法について民事局でもいろいろ議論をされたと思つていますが、この国籍法はほかのどのような法律につけてどのような議論が行われ、そしてどんな結論になつたのか、簡単に、わかれば教えていただきたいと思います。

○批田政府委員 私どもの方で一応問題に挙げましたのが民法の婚姻適齢の問題、それからもう一つは、待婚期間といふか、待婚制度の問題でございます。

この婚姻年齢の問題につきましては、婦人差別

の問題である、まあ形の上では、年齢に相違があるという面では違いがあるといふことは言えますけれども、これは差別の問題と評価はできないのではないかと、これは、婦人差別の問題とは別に、現在の社会情勢、それから男女の身体的、精神的な成熟の度合い、それから実際の婚姻の事情とかといふものを勘案して、民法それ自体の分野で検討するといふことはあつていいけれども、婦人差別の問題として取り上げるべき問題ではないだろうというの一応の結論でございます。

それからもう一つの特婚制度でございますけれども、これも婦人差別と言えども差別は少しもありません。別れた夫婦の夫と妻とを比べますと、夫の方が早く再婚できるという意味では差別であるかもしれないけれども、その相手の男性、女性にしてみれば、これはまた逆転するわけでございます。そういうふうな差別の問題ではなくて、むしろ婚姻制度としては基本的に置かれざるを得ないだろう、そういうことをどう処理するかといふことの第一としてある問題なので、差別から出てくる問題ではないといふことでございます。現在の待婚制度それ自体が、先ほど婚姻年齢のところでも申し上げましたように、民法の考え方として、破綻しておる夫婦についてのお待婚期間といふのは実情に合わないではないかといふような実際の議論の面からの改正検討の余地はちよつとあるだろう、それは考えてみよう。しかしながら、婦人差別の問題として考えるのはちよつと食い違ふのではないかと、この議論でございます。

○養護委員 この民法の問題についてはまた別の機会に議論をさせていただきたいと思つていますが、法例について議論をされたことはございませうでしょうか。

○批田政府委員 法例にも「夫ノ本國法ニ依ル」といふのがありまして、妻の本國法によるというのがないといふようなことで、差別ではないかといふか平等ではないかといふかといふような議論——議論といふか問題の提起もなか

つたわけではございません。しかしながら、法例の場合には準拠法を決定する要素として考えているわけでありまして、実質的には夫の本國法を選んだ場合に適用される法律が差別であればそれは問題であらう。それから妻の法を選んだ場合にどうかといふふうなことで、実質関係ははっきりしない。それから、その場合に、どっちかにしないといふ法例の決め方としては父母両系主義のところに両方適用主義といふのがうまい面があります。そういうことから、これも婦人差別撤廃条約との絡みで考えるべき事柄ではなくて、法例全体の中でのその連結点として何をとりかへようかといふ、この面を検討することは必要だろうけれども、これをあの条約の關係だとして取り上げた場合には、それはちよつと平面が違ふといふか、そういう部分があるものでありますから収拾がつかないことになるので、これは別の問題だと考えておるところでございます。

○養護委員 夫の本國法、妻の本國法といふこともありますが、父の本國法といふ規定の仕方もございます。この場合、子供の準拠法を決める場合に、子の住所地の法といふ考え方もあるわけですね。そういうことも含めて考えてみて、法例について全く全部差別がないといふように断ずることもできないと思つてます。したがって、諸外国などで、この法例は国際私法の問題でもございまして、諸外国等の動きといふことが関連するとは思ひますけれども、どんな動きがあつて、どんな方向へ進んでいるといふように認識していらっしゃるでしょうか。

○批田政府委員 私どもとしてはまだはっきりした動向をつかんでおりませんが、どんな連結点を考えているかといふことについては、各国もいろいろな分野についてそれぞれ違ふので、原則として、夫とか妻とかといふものであらざるべきかと、そういう発想は現在のところないといふに思ひます。適用範圍については住所地在かといふか、そういうふうなことになるかといふかと思ひますが、どちらかと言へば住所地とかそう

いうところの法を連結点に多く用いようという傾向はあらうと思ひます。

○養護委員 法例の問題については、また今後議論をさせていただきたいと思ひます。

続いて国籍選択の問題ですけれども、二重国籍のままでよいではないか、無理に選択をしなくてもよいという議論もあるわけですね。そういう中で、少なくとも国籍選択をいふか、無条件に強制されるということがあるべきではないか、また本人の意思に反して不当に国籍を剥奪されてはならないというふうに私は思ふわけです。

そこで、改正法十四条で選択の規定があり、「選択の宣言」といふことも定められておりますけれども、未成年者といふか十五歳未満の国籍選択については法定代理人によつてするといふふうにも別になつておまして、それで私どもとしては、出生のときから同時に国籍選択を強制されるのではないか、あるいはまた暗に強制されるのではないかといふ懸念をぬぐい切れないわけですから、そういう心配はどのように解消されていくのでしょうか。

○批田政府委員 この法律案全体をらんになればおわかりいただけると思ひますけれども、国籍選択については、本人あるいは法定代理人も含めてでございますが、その意思を尊重してそれによつて決めていく、選択といふことはまさにそこにあるわけですね。そういうことでございまして、政府なりあるいは実際の事務を取り扱います市町村の窓口などでどちらかの方向に導くといふようなことは、この法律の制度、趣旨に反することとは明らかでございます。また、そういうことを理解して実務に臨むと思ひますので、出生届を出すときに、日本の国籍の方の選択届を出しておきなさいよといふようなことは、まずやらないと思ひます。やつてはいけないことだと思ひます。

しかし、そういうことでもし誤解があつてはいけませんので、そういう全く本人の自由意思を尊重するといふのが今度の国籍法の精神なんだといふことは、法務局、市町村あるいは在外公館の

スト、それから意思表示が現実に行為しない者について国籍喪失という結果だけは負わせるわけではなく、ひょっとしたらこれは喪失ではなくて、本人の意思は日本国籍を選択したものと考えても不都合はないのではないかというふうにすら思うのですが、その点はいかがでしょう。

○批田政府委員 今の御提案の、何も言っていないといいますが、住所がわからなくて催告ができない者については選択したもののみならずという事になりますと、実体的には私は適当なことになつてしまふのではないかと気がいたします。住所が最終的にわからないというのは——ともかく原則としては二十二歳までの方でございまして、国内で普通の生活をしておられる場合には住民票の關係とか、それは戸籍の附票からたどっていくわけですが、そういうものからまずわかるはずでございまして、わからないというものは、国外におるとかいうような形の方だと思ひます。そういう方について、送達ができないからという事で選択をしたとみなすというふうにする、日本の国籍の方が形骸化するような状況にある人に対しては日本の国籍を固めてしまふという事になるだろうという気がいたします。したがって、今のようなお話には賛同いたしかねるわけでありまして。

ただ、官報によつて催告するということは安易にやつてはいけないという事は当然でございまして、私も、私どもは、与えられた手段の限りを尽くして調べた上でやるというふうなことはしてまいりたいと思ひます。

○養護委員 官報催告で国籍喪失をされるということは大変な事で、十分な手だてを尽くしてという事でございしますが、具体的にどの程度の手だてまで考えておられるのでしょうか。

○批田政府委員 これは、戸籍の附票にまず住所が書いてありますので、それから手続ります。それでも住民登録のところにないというところもあるわけですが、その場合には、住民登録を最終的にしている市町村の方にわかる限りの

情報は得るようにはいたします。それから外国にいる場合も、市町村の扱いによつては、一番先に行く外国の行き先を書いてあるところもあります。これは全部ではないですけれども、そういうところも一つ捜す根拠になるわけです。

それから、一番問題なのは国外におられる方だと思ひますが、そういう關係につきましては、留保を出すが、この場合には、出生の時点で住所は留保のその届け書の中に書いてありますから、それが二つの手がかりになります。そこあてに手紙を一応出してみるというふうなこともいたします。それから、戸籍によりまして親族關係がわかるわけでもございまして。そういう親族關係の方に照会をいたしまして、この方は今どこにおられるかというふうなことを尋ねるということもして捜してみたいと思ひます。ただ、犯罪者を捜すわけではなく、もちろんありませんから、警察とかそういうような關係を使うという事は私も考えておりません。普通の民事的な感覚でわかる範囲でつかまえないということでありまして。

それからまた、仮に何か戸籍の事務の處理に際してわかるという場合には、その謄抄本の本人が請求してくる場合もあります。そうすると、送り返す住所も書いてある場合もある。それから婚姻届とか転籍とかというのならもちろんわかりますし、そういうことも、むしろそういう重国籍者で期限を超過している者を発見するきっかけ自体から住所がわかるという事の可能性も多いのではないかとこのことを期待している次第でございまして。

○養護委員 さつき、行方がわからないというのは国外に多いというふうに局長さんおっしゃいましたけれども、それは統計的に明確になつていないけれども、それは統計的だと思います。数字ではないと思ひます。それで何ら根拠がないことでもございまして、二重国籍者そのものは、国内と国外と比較してみると国内の方が多いだろうし、それから現在の日本の状況から見ますと、諸情勢が変化して養育する人も多いし、いろ

いろな事情で行方がわからない人というのは複雑な社會關係になればなるほど出てきているということもあります。必ずしも国内は比較的わかりやすいというふうには言ひ切れません。それから、わかかなければならないという事、わからない場合に決定的に不当な結果をしようとする事、これは、意思表示のない者については、そういう手だての際、そのまゝにしておくというののも一つの事だと思ひます。ただ、それはこの立法の趣旨から外れてくるというふうなこともおっしゃるかも知れませんが、不当に国籍を奪うことよりも、二重国籍者が何らかの形で残るという事は予想されている法体系でもございまして、そういう場合には、ケースとしては少ないのであるから、そのままでもいいのではないかとこの私には思ひつたりもするわけです。

もう一つ、十七条の二項で、実は一たん国籍がなくなつてしまつたら、十七条の二項ではとても救済されないという仕組みになつていくわけですね。そういう点から見ても、回復措置がないだけに厳格にやらなければならぬだろうというふうにも思ひます。

その点と、それから関連して十七条の一項の方では「日本に住所を有するとき」というふうに規定してありますけれども、この住所要件を課すのは酷ではないかという意見もありまして、私も思うのですけれども、この条件を外して規定しても差し支えなからうというふうに思ひます。その点もあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○批田政府委員 まず、その官報告示によつて国籍を喪失した方の回復が十分ではないのではないかとこのことではあるが、ある一定の条件のもとには回復の意思表示の規定があるわけです。それからもう一つは、それに当たらない場合でも、これは元日本人であつたという事は同じでございまして、帰化の申請をされれば、一般の外国人よりは有利な条件で帰化が許可されるとい

うことにはなるわけではあります。

その国籍回復の要件として、日本の住所が必要ないのではないかとこのことではありますけれども、こういう方たちは原則として国外におられる方が多いだろう、国内に絶対ないというわけではありませぬけれども。要するに、一つには、まず催告を受ける前に、二十二歳までに国籍選択の意思表示をしななければならないという事が法律上の義務として規定されておられるわけです。ですから、本来は二十二歳までに全部しなければならぬ、それを超過しておられるということがあるわけではあります。そして、しかも、これはこちらの捜し方が悪い面がある場合があるんじゃないかと言われるかも知れませんが、要するに通常の手段ででも住所が判明しないという状況にある方、そういう方がなおかつ外国におつて、そして日本の国籍を当然にまた回復したいというものは、これはそこまで考える必要はないのじゃないか。むしろ日本に住んでいて、要するに国内にいて、そして日本の國で生活をしているのに、ただ住所の關係で官報でされてしまつたというものは救済してもいいかも知れない。ですから、そういう面で住所要件というものがこの場合にも必要だという考えに立つたわけではあります。

○養護委員 お話を聞いても、やはり住所要件はどうしても必要だというふうにはちよつと理解できないのですけれども、時間もありませんので、ちよつと関連して、附則の三条の問題ですけれども、附則の三条の方では、これは現在二重国籍を持つている人が国籍の選択をしないときには、期限到来時に「選択の宣言をしたものとみなす」というふうになつておりますけれども、この問題に關して、ちよつと私どもの方にも、これはおかしいのではないかと、ギリシャ人と結婚してギリシャで生活している日本女性グループの方々の御意見では、こうやって一方的に日本国籍を選択したものとこのようにみなされてしまうと、本人の意思とは全くかわりなくギリシャ国籍がなくなつてしまふ。それで改正を知らずにいた人は、國から

の知らせが十分ないままに日本国籍を選んでしまったということにされてしまうというのは、本人意思が尊重されないという問題点を指摘しているのと、それから日弁連の意見書でも、この問題点で「当該外国に本拠を置いて生活している場合、その経済的、社会的活動が当該外国の国籍保有を条件としている場合には、深刻な打撃を受けることになる」という指摘もありまして、「現に外国国籍を有する日本国民については権利として国籍選択宣言を行う旨の規定をおくりに止めるべきである」というふうに述べています。

経過規定として考える場合には、このような従来の経過から二重国籍を持つてゐる人の既得権といえますが、ある権利を一方的に剝奪してしまうというやり方をせずに、こういうふうな日弁連の意見書の見解のように、選択宣言を行ひ得るといふだけでよろしいのではないかと、そうすべきではないかというふうに思いますが、これはいかがでしょうか。

○批田政府委員 たいだいまの御質問にお答えする前に、先ほどの官報告示の場合の国籍再取得のところ、私、ちょっと勘違いをいたしましたので、間違つた答弁をいたしましたので、訂正をさせていただきますかと思ひます。

留保制度の、要するに不保留の場合の再取得の場合には日本の住所要件がありませんけれども、官報告示の場合には、住所要件は最終的には外しました。途中でそういうさつき申し上げました議論があつたもので、私、ちょっと議論を間違えましたので、訂正させていただきますかと思ひます。

それから今の御質問でございすけれども、附則三条の關係は、立法趣旨といはしますと、新法の考え方の国籍唯一の原則といふものは、既に重国籍者になつてゐる方々にも原則的には適用したくないといふ、この際、国籍の選択をしていただくという気持ちにはあらわしておるわけでありまして、ただ、それを何にもされなかつた場合に日本の国籍を喪失させるといふ方向に行くのは問題であらう。だから、既に重国籍者の方々につ

いては、何らの措置もとらなかつた場合には、むしろ日本の国籍を従来どおりずっと保持していただきたいという気持ちがあるものと推定をして処理したい。したがつて催告もしない、したがつて当然喪失ということにもしないということとをそこであらわしたものでございす。

したがいまして、各国で、例えば日本の国籍を選択した者とか、あるいは自分の志望により日本の国籍を選んだとかという場合に当該国籍を喪失させるという法制のあるところもあるようでありますけれども、これは別に自分の意思で積極的にやつたというものでありませぬし、ここでは、したと同じ効果をその人に認めるという趣旨でございすので、したがいまして、他国において、ギリシヤでも恐らくそれによつてギリシヤ籍の方を失はせるといふ効果はないものと思ひます。しかし、字面を讀み違へましてそういう解釈をする方もなくはないと思ひますが、多くの場合には、そういうことを政府がするときは当該他国においてどういふふうな考え方で取り扱つてゐるかというところを照会してやるのが常でございすから、ギリシヤからこれはどういふ意味だと聞かれれば、私もとしてはそういう立法の趣旨は十分に説明するつもりであります。そうすれば誤解は多分生じないだらうということをお願いしておるわけです。

○養護委員 ギリシヤの方がどのような措置をとられるかということについて我が国で勝手に決めてしまふということではできないわけですので、そういう懸念がギリシヤで生活している日本婦人から出されてゐるわけですね。その際、だからギリシヤに比べても、ギリシヤと同様なケースの場合に積極的にそういうことはないんだということとを言われまして、外国の方が日本国籍を選択したということでもみなされるのならば、それはその外国籍の方はなくすんだという法制がつくられても文句は言えませぬし、またそのことについて心配が絶たれないと思ひます。現状のままにしておく

べきではないか、あえてここで選択をしたことにしなくても、二重国籍のままでも何ら不都合はないのではないかと、いふふうに思ひますけれども、重ねてその点をお尋ねします。

○批田政府委員 現在のままにしておくという意味でございすけれども、法律的には附則で何らの規定も置かなければ新法の規定が適用になりませんから、したがつて選択の宣言を一定の期限までにしなければ法務大臣が催告をして、そして日本の国籍を失つてしまふところまでいくわけにございす。それではないかというので、新法の状態になつてから新法の上ではどういふ地位に立つかということを経過措置で決めなければならぬといふことで、今おっしゃつてゐるような趣旨を結果的には招来するような規定として附則三条は置いたつもりでございす。

○養護委員 このギリシヤにおける日本婦人の懸念を全く払拭できますように、法務省当局で最大の限の御尽力をお願いしたいといふふうに思ひます。

それから、時間がありませんので進めますけれども、十六条で外国の公務員の職に就任した場合の規定がございすけれども、この「日本の国籍を選択した趣旨」といふ中身、これをお聞かせいただけますかと思ひます。

○批田政府委員 「日本の国籍を選択した趣旨」といふのは、その宣言のところにありますように、要するに、日本の国籍を自分のいわば唯一の国籍とするつもりである、そしてその反面、外国の国籍の方は放棄するといふこと、すなわちこれとは異なる趣旨が自分の気持ちであるといふのが選択の趣旨なわけですね。そういうことに反するといふこと。したがつて、十六条にも書いてありますように、自分の志望によつて当該外国の国籍を有する者でなければならぬその公務につくといふことは、自分はその日本の国といふものだけに帰属するつもりだといふことに反するわけですね。そういう意味合いでございす。

○養護委員 何かこれは国に対する忠誠義務のよ

うなことではないかといふふうに心配されてもおりますけれども、本来、国に対する忠誠義務などというふうなことは、私ら別にそんな義務を持つて生まれてきたわけでもございませぬし、日本人であるといふ点についてはみんな平等で、日本人であるといふ点だけでよろしいわけだと思ひます。だから、その辺のところを非常に問題になりそうなの配がありますけれども、そういうことのないような運用を厳格にお願いしたいと思ひます。

それから、時間がだんだんなくなりました。帰化について何点か伺いたいと思ひます。帰化について、現行法では五条で「日本国民の夫」六条で「日本国民の妻」といふ規定の仕方をしておりますけれども、夫とか妻とかいふような形の規定ではなくて、今回の改正法では同一に「配偶者」といふ規定をしてゐるわけですね。こういうふうに変えられたのは、男女平等、それから差別撤廃条約の趣旨、憲法の趣旨等を考え合わせると、こういうふうにしなれば違反するといふ認識の上で「配偶者」といふ形にされたのでしょうか。

○批田政府委員 差別撤廃条約の解釈は、私どももちょっとわからないところがありますけれども、その精神としては、少なくともその帰化条件について男女を異にするといふことは精神に反するといふことは当然だらう。それから男女平等の考え方からしても問題があるのは当然だらう。

それからもう一つ、実は生活実態として恐らく現行法が置いておられますのは、夫中心の生活実態といふのが基本だといふふうに考へておるんだらうと思ひます。それが社会の生活実態としても愛わつてきたといふことですね。そういうことを総合しまして、要するに、ただ理念的にそぐわないといふだけではなくて、實際上の妥当性からいってもそういうことをあわせて平等に同じにする方が正しいといふ結論で改正案のようにした次第でございす。

○養護委員 夫中心の物の考え方あるいは夫中心

の夷籍というものがどんな変化してきて夫婦は平等である、そういう点で夷籍の面でも進んできているという認識のもとでこういう改正案がつくられたということは当然のことだというふうに私は思います。民法でも夫、妻という規定の仕方ではなくて「配偶者」という規定の仕方をしておりま、こういふ精神に照らして運用の面でもいつまでも過去の夫中心の運用を引きずることのないようにしていただきたいと思ひます。

それから、神籍の無国籍者について簡易帰化という方法もあるのでありますが、また法的にも全く異なった判断がされる余地があるわけですね。届け出の方は、判断の余地なくそれは日本人であるということになるわけですが、簡易帰化の場合には、いろいろな手続を経てそこで一定の判断が加えられて帰化ということになるわけですが、簡易帰化といひましても実情はなかなか困難だといふ訴えが神籍からもござひます。そういう点から見ましても、先ほど申し上げたように未成年の者に限るといふことについての問題点を指摘しておきたいと思ひます。

それから、帰化申請の際に「素行が善良であること」といふ要件がござひます。それとの関連で素行調査ということが行われたり、あるいはまた指紋という問題がござひます。

素行調査についてだれがどのような方法でするのかということとか、それから指紋について両手十指の指紋をとるといふことは申請者を犯罪者扱いにするものであつて、身分確認、同一性の確認といふことであるならば私もいろいろな場所です身分証明書等によつて確認をされている部分が多いので、十指の指紋採取といふのはやめるべきでないかといふふうに考えますが、この二点についてお伺ひします。

○批把田政府委員 まず附則五条との絡みでの帰

化の話でござひますけれども、神籍の無国籍者につきましては、従来から超簡易帰化と言つてやつております。今度の改正の場合にも、経過措置の五条にのらない人がどれくらい神籍であるだろうかとこのことを問題にしたわけがござひますが、この間参考人がおいでになつたときのお話では、神籍の国籍福祉相談所の方は、そういう成人に達する方は把握しておられないというお話でござひました。したがひまして、おられないのかもしれないが、おられた場合には当然そういう事情を考慮してやつてまいりたいと思ひます。

それから、もう一点の素行調査の問題については、一般の帰化事件共通のこととして申し上げますけれども、これは法務局の職員が近隣とか、場合によつては勤め先とかへ行つて事情をお伺ひする。なお、勤め先などについては、なるべく秘密してほしいという場合は、そういうことも考慮してやります。前科や何かの關係について、必要があれば警察に照会をするということもござひます。それから指紋の關係につきましても、これは本人の同一性確認が主たる目的で、その次に前科照会などに使うといふことがあるわけですが、これはあつてはならないことなわけですが、よく他人の名前をかたつてといひますが、その戸籍を利用して帰化の申請をされておる。したがつて、官

報の告示には、もとの韓国名なら韓国名、中国名なら中国名で出ますが、その人は、いや、私は帰化なんか關係ないんだといふようなケースがあるわけですね。だれの帰化の許可をしたかといふことを最終的に確かめるには指紋で確定する以外にない。現に、そういうことで他人に成り済まし人入について、確かにこの人について日本人と許可したのだといふことをやつたケースもありま。また、そういうことが問題になつたのも、それはそう多くはあつてはござひませんが、二、三、例がないわけではござひません。

そういう意味で、生来の日本人のような戸籍制度だとか、あるいは地籍だとか血縁だといふような關係で把握できるものはいないのでござひますが、そうでない外国人については、そういう指紋をとることによつて同一性を確認したい。それから、場合によつては前科の照会のために使いたいといふことでしてゐるわけがござひます。その場合でも、十指全部必要かどうかといふことになれば、これはまた問題があらうかと思ひますが、その点はそういう趣旨でやつてゐることだといふことだけは御理解をいただきまして、あと、その目的のために、最小限の程度で、最小限の条件にすべきじゃないかといふことについては、これは研究課題として私も考えておるところでござひます。

○養輪委員 指紋についていろいろとまだ論議も申し上げたいのでござひますが、時間がなくなりま。最後に、大臣に一点だけお伺ひしたいと思ひますけれども、今回の法改正については、基本的に前進方向でござひますけれども、ただいま質疑されていただきましたように、いろいろ問題点もござひます。運用次第によつては不公平とかあるいは人権侵害にわたる心配も多々ありますので、そういうことのないように厳に慎重な、そして基本的人権尊重の立場に立つて運用を行つていただきたいといふふうに思ひますけれども、大臣の御見解を伺つて終わります。

○住國務大臣 どの国籍を選ぶかといふことは大変重大な問題でござひます。そういうことで、今度の新しい法案の趣旨、これは御説明も申し上げましたように、婦人差別撤廃条約の關係とかあるいは憲法との關係あるいは今後の国際化の進展の状況、こういうことを考へて、そういう事象に対応するように今までの国籍法を見直す、こういうことでござひます。そういうことで、従来と手続を変えたところも、ごらんのとおり、あるわけがござひます。これがその立法の趣旨とたがえないように關係者の間に徹底していく。もちろん行政側といたしましては、人権尊重とかあるいは公平な扱い、こういうことを旨といたしまして、これは外国にもよく徹底せぬといふか問題でござひま

すので、そういう点を十分配慮して今おつじやいましたような点を徹底させる、こういうようにしてやつてまいりたいと思つております。

○養輪委員 終わります。

○宮崎委員 この際、暫時休憩いたします。

午後三時七十分休憩

午後三時二十六分開議

○宮崎委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。上原康助君。

○上原委員 私は、本委員会のレギュラーのメンバーじゃないのですが、今御審議をいただいております国籍法の一部改正につきまして非常に關心を持っておりますので、委員長初め各党の理事のお計らいで發言をさせていただく機会を与えてくださつたことにまず敬意を表しておきたいと思ひます。

そこで、もう既に参考人の方々からいろいろと本法案に關しての意見陳述といひますか考へ方が述べられて、また御専門の先生方がいろいろと御質問もしておられる、大分重複をする面もあつて、素人で御無礼になる面もあるいはあるかと思ひますが、その点お含みの上で大臣初め關係者の誠意ある御答弁を願ひたいと思ひます。

最初にお尋ねしたいことは、法案提出の趣旨説明でも述べられてゐることでござひますが、まずこの国籍法を改正せざるを得なかつた社会的要因といふか背景といふか、目的といふのは一体どう御認識をしておられるのか、その点について御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

○批把田政府委員 現在の国籍法は昭和二十五年に制定されたものでござひますが、その制定後国際情勢が変化をいたしましたので、日本人が海外に出ていく、あるいは外国人が日本に来る、またそれに伴ひまして国際結婚が多くなるというような状況の変化が一つござひます。それからもう一つ、両性の平等といふ考え方もだんだんと高まつてま

いりまして、昭和五十五年に婦人差別撤廃条約ができて、それに日本政府も署名をいたしましたのでございます。その批准に備えるというふうなこともございまして、現在の国籍法を全面的に見直す必要があったわけでございます。

その中で一番問題なのは、現行の国籍法の中心になっておりますのが父系血統主義でありまして、これを父母両系血統主義に改める必要があるのではないかと。それから、帰化の条件について男女不平等といいますが、男女の扱いが違っております。面がございまして、そこを直すべきではないかというところ。それからもう一つは、父母両系血統主義をとりますと重国籍が飛躍的にふえるということになるので、それに対する重国籍の解消策をどうしたらいいかというところが国籍法の改正の骨子になっておるといってございまして。

○上原委員 確かに、今お答えがありましたように、外的要因というか、あるいは国際的、国内的な条件、情勢の変化がいろいろあったということば私も理解をしております。一人ですが、今お答えにならなかった点で、我々から見ると憲法との関係、例えば第十四条とか、二十四条、さらにはお述べになったように婦人差別撤廃条約、あるいは国際結婚が年々ふえてきているという点等々あると思うのですが、国籍法の改正が強く国会でも、あるいは国民世論という政治的課題、社会的課題として持ち上がった大きな理由の根拠には、復帰後、一九七五年、昭和五十年ごろからとみに出たと思うのですが、沖縄における無国籍児の問題が大きい影響というか、国籍法は今のままでいいけない、父系血統主義ではどうも無国籍児は救えない、こういう国民世論というか、この問題に関心を持った人々の政府に対する働きかけ、これは日弁連の報告書その他いろいろな意見を見てもいいと思っておりますが、この点についての御認識はいかがなんでしょうか。

○批田田政府委員 先ほどは抽象的な言葉で申し上げましたけれども、そういうことが具体的な問題としてあらわれておりますのが沖縄の無国籍児

の問題であることは御指摘のとおりでございまして。そういう具体的な問題が復帰後クローズアップされて、まさに身近な問題といえます。か、そういうふうなことで一般が認識をされたということが今度の法改正の一つの原動力と申しますか力になっておるといことは私も十分認識をいたしております。

○上原委員 余り法律上の専門的なことはわかりませんが、ある程度具体的なケースを申し上げつつ、また、この法案について私なりにちょっと勉強した点に触れながら逐次お尋ねをしてみたいと思います。

今、沖縄における無国籍児問題が法改正をしなければいけない大きな理由の一つである、私もそういうふうな理解をしておりますが、そうであるとするならば、この法改正によって万般関係者の期待に沿うような改正でなければならぬと思うのです。そのことをまず強く指摘をし、また大臣初め関係者が御理解を一段深めるように御要望も申し上げておきたいと思っております。

そこで、既にいろいろ議論されたやに聞いておるわけですが、第二点目として、法改正後の国籍取得の問題で、特に特例措置のあり方が議論をされているようにあります。要請では第七でしか、改正案ではたしか附則第五条になっているかと思うのですが、現在、日本全体で無国籍の数がどうなっているのか、あるいは沖縄ではどういう分布になっているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○批田田政府委員 外国人登録の面から見ました数字でございまして、昭和五十八年末で、全国では無国籍者の数が千九百六十二名、それから沖縄県で六十九名というふうになっておりますが、また、ごく最近私どもの方で特に調べました数字によりますと、沖縄県では現在四十九名のようでございます。

○上原委員 全国で千九百六十二名、沖縄で四十九名、これは国籍別はおわかりですか。

○批田田政府委員 今のは無国籍者でございまして、

のも、もとの国籍はどこであったかということ、あるいは一番近い国籍はどこであったかというところは、調査すればわかるのかもしれないが、そこまでの調査はできておりません。

○上原委員 そうすると、親権者はわからないと、どうなるんですか。この種の調査はどの程度やるのか。

○批田田政府委員 無国籍者でございまして、したがって、親権者ということになります。無国籍の場合には日本法でいくということになるわけでございまして、したがって、今の親権者の問題というのは、法律的には特に問題になるように思いません。

○上原委員 後でまた具体的に四十九人のことについてお尋ねします。

そこで、改正法案によりますと、要するに二十歳未満、二十歳までは一方の親が、母親が日本人ならば日本国籍を有することができると特例措置でなっているようにありますが、しかし二十歳以上になる者、成人に達している者については、帰化手続でやるということになっておるようです。この特例措置については、制限をせずに、例えば一例として憲法制定時に遡及していくとか、そういう措置をとるべきだという主張がなされておるわけですが、この法律が改正されて六十年一月一日から適用されるにしても、二十歳未満に限っては法務大臣に届け出ることによって国籍の取得ができる。

しかし、これでは、昭和三十九年十二月ですが、これは要綱のときのものかとも思っているのですが、兄弟同士も一方は取得できるが、一方は取得できない可能性がある。今、実際に四十九人というあれでしたが、実数はそれだけではないと私は思うのです。もっと該当者はいるような感じがするわけですが、そういう面で、この特例措置については、線引きはやはり法律ですから必要

性もわかるわけですが、この点に限っては、仮に二十歳以上であっても特例措置を適用していくという特例の特例を設けるとか、このことが今関係

者から非常に期待、要望が出されているわけですが、この点はいかがなんでしょうか。

○批田田政府委員 未成年者に限りましては、既に外国人として長い間生活をして成人に達してそれなりの社会生活をしておられる方について、単純な意思表示だけではなくて、やはり国籍法の一般の考え方から、個別の調査といいますが、帰化手続によって処理をするのが適当であらうということでは線を引いておるわけでございまして。その場合に、先ほど申し上げましたように、沖縄問題というものは法改正の際には常に考慮に入れておるところでございまして、沖縄関係ではどうなるかということとは常に関心を持っておったところでございまして。

私どもの調査した結果によりますと、四十九名の無国籍者のうち日本人を母とする方は二十一名おられます。そのうち二十名の方は十六歳未満であります。残る一人の方が二十歳を超えておられるわけでありまして、したがって、それら厳密な調査をしたわけではございませんけれども、もしその数字が正しいとすれば、一人の方は日本国籍を取得しようと思っても届け出によることはできないことになるわけでございまして。

それからまた、先日当委員会参考人の意見聴取が行われましたけれども、そのときの沖縄の国際福祉相談所の方のお話によりますと、そのところでは成年に達しておられる方は把握しておられないというお話でございました。しかし、成人に達している方がおられるかもしれないということではございまして、はつきりしない面はございまして、いずれにいたしましても、そう多くはないだろうという感じはいたします。

そういう方々につきましては、従来からも申し上げておりますし、実際もそのとおり行っておりまして、帰化の申請の場合に、ともかく日本人の子供である、日本人を母とする子供であるということに違いがないわけでありまして、帰化手続でも一番簡単な帰化手続が許される範囲の方でございまして。それにまた、沖縄のい

ろいろな状況のもとで無国籍になつておるという
ことも私も十分理解ができますので、そうい
う事情を考慮して、言葉は適切であるかどうか
は知りませんが、超簡易帰化ということ
で、余り手間もかからないようにということで帰
化手続を今までも進めてまいりました。過去三
年間に於きましても沖繩の無国籍児につきま
しては五人ずつ帰化の申請があり、いずれも帰化が許可
されておるということでございます。そういうこ
とで、成人の方でも日本の国籍を取得したいと
いう方がおられた場合には、そういうことで処理
をすることによって必要な解決を図りたいとい
う考え方をしているわけでございます。

○上原委員 確かに数の上では非常に少ない。今
おっしゃる通りに、現時点でわかるのは、二十
一人のうち二十名が十六歳以下で一人が二十歳以上
になる。しかし、ほかにもいないとは限らぬわけ
ですね。それははっきり法務省もつかんでい
るわけじゃないでしょうか。そこはどうなんですか。

○批田政府委員 それは、私も私としては一人
一人事情を調べたわけではございませんので、公
の機関に出てきた数字で申し上げているわけ
でありまして、ほかにもおられるという可能性を
否定するものではございません。

○上原委員 そうであればなおさら、大臣、ここ
は大事なところなんで、やはりこれは数の問題じ
やないと思うのです。一人だから、あるいは二
人ぐらいたかからさばど影響、支障を及ぼすもの
じゃない、帰化手続をとればよいというのはい
ない、後で聞きますが、帰化と簡易帰化、どう
違うのか、超簡易帰化にするとか。しかし、数
じゃなくて、人権にかかわる問題なんですね。個人
の尊厳、市民権にかかわる問題なんです。そう
いう面からすると、この特例措置というものは、線
引きをするということとは私はいかがかと思うの
ですね。それと、瀧岡さんの陳述の中でも最も主張
しておられるのは、この経過措置に当たって二十
歳で線引きすることはどうかと思うということな
んですね。

線引きせずして、憲法施行時、例えばそういう
ことにやるとか、要するに届け出をすることだけ
によってみんなが日本国籍を取得できるように何
らかの便宜を図つてくれ、これがこの法律改正の
最もポイントじゃないかという主張をなされてい
るのだ。二人だったのが一人は帰化できたからとい
うことで、決してその点を軽く見ていらつしやるわけ
じゃないんです。主張のポイントは、この特例
措置の制限をなくしてもらいたいということが瀧
岡さんの意見開陳の要点なんです。そういう面か
ら、私は、この点についてはやはりもっと政治
判断なり加えていただいて、検討すべきだと思
うのですが、いかがですか。

○住国務大臣 一人だから二人だから、という
こととでやかく言つておるわけじゃないのでござ
いまして、一人は一人でもその立場というものを
尊重していかなければならない、こう思つておる
わけではございませんけれども、現実問題としては
やはりそういう実態がある。結局、無国籍者とい
えども登録をしていただけておるわけでございま
すから、そうでないと、これは登録しないでも十年
二十年も生活できるかというふうなこともありま
すので、私も、外国人登録の観点からという
う調査をいたしておるわけでございます。そうい
うところから判断して、現実問題としては二十一
歳の方が一人おられるだけだ、こういう実態を把
握しておるわけでございます。それは実態の問題
でございます。

もう一つは、どこまでさかのぼるかという問題
があると思うのでございすけれども、これは、
本法の方で、本則の方で国籍の選択制度という
ものを二十歳というふうな観点でとらえておるま
すので、それとのバランスで附則の方もそういう
ことを考へておるわけでございまして、法全体と
しては一つのバランスのもとに考へておるん
だ、こういうことをひとつ御理解いただきたい
と思つておるわけでございます。それはそういう
こととでございますけれども、実際の取り扱いとし

は、これは特殊な事情がございすので、そして
また従来の帰化が申請されれば、これは最近の例
を先例御承知のことだと思つてございすけれ
ども、例外なく帰化の許可をしておる、こういう
ことでもございすので、ひとつそこらあたりの
事情はおわかりいただけたらと思つてございま
す。

○上原委員 おっしゃることはわからぬわけでも
ありませんが、しかし、それはかつて、ある意
味では、一人取り残されるというのは余計差別感
を与えることにもなるわけですから、せつかく法律が
改正されるのに、その本人の受けるショックとい
うもの、人間の立場ということもやはり
私はもっと考へていただきたいと思つてございま
す。それと、さつき、午前中でしたか、説明の場合
も、いろいろ実態上の運用面で配慮する、仮に兄
弟がおつて、二人はできたけれども、一人のお兄
ちゃんあるいはお姉ちゃんはどうもできないとい
う場合は、家族の面からもあれなんです、超簡易的に
やるとか、いろいろ言つていまして、これまで帰化
申請をやつて、今、大臣は、ほとんど許可されて
いるとおっしゃるのですが、不許可になった事例
はあるのじゃないですか。

○批田政府委員 私の承知している限りでは、
帰化の申請がありましたケースについては全部許
可になつて、不許可にした例は承知しておりませ
ん。

○上原委員 私のちょっと調べた記録では、七
五年から八〇年までに六件くらいあると聞いてい
る。これは四、五年前のことですね。それでは、私
は、特例措置は、全部救済できるといふか、全部
に該当するようにぜひ御配慮いただきたいという
ことを強く改めて要望しておきたいと思つて
ございす。

そこで、帰化する場合は必要条件ですが、これ
はこれまでの例からしても、書類提出に当たつて
相当苦難を感ぜられているわけですね。この瀧岡
さんの陳述を見ましても、一人で大抵十二、三万
から十五万くらいかかる、これは一般的にどうか知
りませんが、そうおっしゃっているわけですか

ら、かかるわけでしょう。そうすると、一人じゃ
ない二、三名いる人は大変ですね、母子家庭と
か、ただでさえ生活にそう楽じゃないと思われる
方々がいらつしやる。そういうことと、さらに窓
口に提出をしなければいけない書類は現在どうい
うものがあるのですか。

○批田政府委員 書類といたしますと、まず帰
化をしたいという申請書を出していただくことは
基本になります。それに写真を添付していただく
わけですね。それから、これは一般の帰化事件共通
でございすけれども、どういう動機で日本国籍
を取得したかということを書いた書類を添付して
いただくという動機書、それから出生関係を証する書面
でございす。これは母親が日本人であるというこ
とで簡易帰化が認められるわけでございすので
、日本人である母親から生まれた子供であるとい
うことを証明する意味での出生証明書というも
のを出していただく、これは不可欠なものと思
います。そのほかは、親族関係をあらわす親族概
略書とか、そういったような程度のものでござい
ます。なお、学校に行つていらつしやる方は、場
合によつては在学証明書などを出していただくとい
うこともありますけれども、それは必ずしも必
要ではないというふうに思つております。

○上原委員 今おっしゃるのは簡易帰化の場合で
すか。例えば「帰化許可申請の手続」というのが
ありますね。これにいろいろ書いてある。「帰化
許可申請に必要な書類」、一つは帰化許可申請書、
帰化の動機書、この帰化の動機書は簡易帰化の場
合も要るわけですか。履歴書、宣誓書も要るの
ですか、どうなのですか。親族の概要を記載した書
面、生計の概要記載、生活要件も要るのですか。
そうすると、ここに書いてあるの全部というのと
簡易じゃないじゃないですか。どれだけ免除と
いうか、簡略されるのですか、この中に書いてあ
るものうち、逆にお尋ねしますよ。

○批田政府委員 一般の帰化の場合の必要書類
を今ごらんになつておられると思ひますけれど
も、その中で沖繩の無国籍児についての簡易帰化

の場合については、必ずしも必要としないのが履歴書、最終卒業証明書、それから在学証明書も必ずしも要りません。技能資格を証する書面も要りません。在勤及び給与証明書も要りません。

それから身分関係をあらわすものとしては、事案によって異なりまされども、まず外国人登録をしていての場合には外国人登録証、それから母籍の關係の戸籍謄本、そういうものは要りますが、それ以外のものは要らないということになります。それから宜書書は、日本人になる以上は日本の法律を守ってきちんと生活をしますという意味の宣誓書、これは出していただくことになりま。生計關係の書類は必要ございません。源泉徴収票も要りません。事業概要の關係、税金關係のものも一切要らないということでございます。したがって、沖繩の無国籍籍児についての超簡易帰化で必要になるという書面はこの中でもごくわずかということになるかと思ひます。

○上原委員　そうしますと、そんなに一般の帰化許可申請書と変わらないのですか。今おっしゃったように簡易帰化の場合、そうだ。超簡易帰化という場合はどうなるのですか。非常に簡略にするのだから、そんなに不便は与えないというようにことを強調しておられるように受け取れるわけですよ。ただ、実際には今までだつて書類にしても翻訳しなければいけないもの、司法書士、代書書類まなければいけないということ、さつき言つたような費用がかさむということとはつきり該當者は言つてゐるわけですよ。窓口といつても、那覇法務局に持つていったつて、書類の用紙はあけるけれども、それ以上のお手伝い、窓口サービスは、ある程度の助言はやつていただけるけれども、書き込みとか、そういうものは一切自分でやらなければいけない。法務省關係の皆さんに言うといや、ちよつと読めば自分で書き込めますよとおっしゃるけれども、しかし素人にはなかなかそうもいかないですね。

か、いろいろな型式があるわけでしょう。やはりまだ非常に煩雜さ、複雑さがある。手間暇かけなければいけないことがこれまでも問題になつたし、今まで我々がいろいろ指摘をして、改善はされてゐるけれども、今回の法改正によつて、特例措置で全面救済できないとするならば、この手続面の簡素化は、あなた方が超簡易でやるということであるならば、超というなら新幹線みたいなすつと速いわけでしょう。期間もつと短縮しなければいかぬですね。期間もつと短縮しなければ、そういう煩雜さをもつと簡略化するということでは、簡易でやりますよと言つたつて、なかなか該當者あるいは關係者の理解等は得られない、また不安を除去できないと私は思ふのです。

そういう面はもう少し明確にしたいなさいといふことと、それに加えて、帰化の場合、これまで読み書きのテストをしてゐるようなんで、さつきの中ですういふ立場に置かれて無国籍になつた、帰化をしたといふときに、読み書きまでさせるということはある程度わからないわけでもないけれども、そういうことを強要するとか、テストをして、それにパスしなければ帰化を許可しない。だから、不許可事例がないじゃなくして、そういう該當者は、一定の基準に達しない者は申請受理をしないわけですよ。受理しないから不許可という事例が最近なくなつてゐるのが実態じゃないですかね。したがつて、さつきの書類面、期間の問題を含めてどれだけ簡素化していくか、テスト制度がもしあるとするならば全面的に廃止をすべきことならば、その三点、いかがでしょう。

○批田政府委員　書類の關係につきましても、申請書を出していただいて、写真は張つていただい、それから、さつきもちよつと申し上げましたけれども、出生關係、それがわかることが基礎になりますので、これだけは病院なり何なりの証明書を出していただくということは最低限必要だろ

うと思ひます。それ以上のことはもし出していただければそれにこしたことはないと思ひますが、それ以上強くは要求しないで処理できるだらうと思ひます。

それからなお、そのテストの關係でございますが、本人に面接をいたしますので、本人が普通に日本語をしゃべれる場合には特に読み書きのテストをする必要はないわけでございます。念のため、どれくらい字を書けますかといううなことでやることはありますけれども、沖繩の場合にはそういう事情で母親が日本人であるという場合には、そんなに強く求める必要もありませんし、現にそういう読み書きの關係については、できないからといってそれを必ず不許可にするという扱いは一般の場合でもしておらないわけですよ。したがって、沖繩の場合にはそういう点は、超簡易という意味はそういう場合の調査とかなんとかも一般の場合とは違つて省略をするというふうなつもりでございます。

それにしても、どんな手続が要るのかといふことは、何も御存じない方については不安だらうと思ひますので、窓口でも十分御相談に応じてやるように従来からも指導してあります。したがつて、最近以前から比べると大分改善されたといふ御意見も聞いておりますが、なお一層親切に対応するように指導してまいりたいと思ひます。そういうことでございまして、十数万円かかるような司法書士とか行政書士とかに頼まなくてもできるというふうな私どもの方では考えておりますが、なおまた窓口で誤解がありませんようにさらに徹底してまいりたい、そういうふうな考えておる次第でございます。

期間の關係につきましても、従来からも沖繩である程度の、先ほど申しました程度の書類がそろえば、あと法律的な問題も若干ございしますが、それは直ちに本省の方に進達をして早期にするというふうな考え方でありますので、何か月というところでお約束することはできませんけれども、普通の帰化にかかる日数の半分以下ぐらいでやるよう

にはぜひ努めたいと思つております。

○上原委員　普通の日数の半分くらいといふと、量的に表現するとうなのか、それは後でお答えください。一年なのか、六カ月ののか、四カ月ののか。一番早いので大体四カ月ののか、四カ月ののか。普通は一年から一年半以上かかつてゐる。そうしますと、もう一度念を押しますが、特例措置が全面的に該當者に適用できるという方が講じられないとするならば、簡易帰化に当たつては書類面あるいは手続面の煩雜さをできるだけ縮小する、読み書きとかそういうテストは基本的にはやらない、期間もできるだけ短縮した形で実現できるようにやる、こういうふうな理解していかどうか、もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○批田政府委員　今言われましたような線で私もやるというふうな御理解いただいて結構でございます。

○上原委員　そこで、もう一つは、今度の改正で母親が日本人の場合日本国籍を取得する方が講じられることになるわけですが、十五歳未満の方は、両方の了解とか同意がなければいかな、こういうふうになるようですね。だが、いろいろ聞いてみますと、正式な離婚もなかなか難しい、夫が行方不明であるのかあるいは生存してゐるかわからないという事例もあるわけですね。一方、何とか手を尽くして、夫の所在はアメリカにゐるならアメリカ、これはアメリカ人と日本人の結婚で、母親、女性が日本人の場合に、やつとわかつたけれども、国籍を取得する意味で手続をとりたいとしてもなかなか同意を与えないという向きもあるというわけですね。だから、この一方というか母親の同意だけ、夫の同意がなくても――これは十五歳未満であつても、いろいろな面で無国籍にしておくわけにいかぬわけだから。今度の改正の中身というものはそういうことではないようですね。それ以後は自分の選択でできるというふうなようですが、これもやはり父母の一方が同意しないときでも国籍を取得する方向に

きっぱりやった方がいいのではないかという感じが私はするのですが、この点はどうにお考えですか。

○批判田政府委員 無国籍が生じますのは、その母親が法律上婚姻関係にある、あるいは離婚して

いる場合もありますけれども、かつて婚姻関係にあったというケースになるわけでございますが、そういう場合にはおおむね法律的には共同親権ということになりますので、十五歳未満の人が国籍取得の意思表示をするなりあるいは帰化の申請をするなりには原則としては法定代理人は父母が共同してやる、というたてまえになるわけでございます。しかしながら、申張で見られますように、とき

な事例の場合には、行方不明である場合には当然でございしますが、どうも父親が幾ら連絡をとってもしのついでであるというふうなこともあるわけでございします。そういう場合には厳格に証明を求めますと意思表示それ自体が大変難しくなるといふ面がございします。したがってまして、私ども

は、そのような場合にはあえて振扱といいますが、法例の三十条にならうかと思いますが、そういうような考え方から条理に基づいて、いわば我が国の民法に共同親権者の片方が親権を行使することができないような場合には片方の親権者で親権の行使ができるという規定がございますが、そういう規定が条理上適用されるということで、母親だけのいわば代理行為でそれを届け出たり、あるいは帰化の申請を受理するということは十分にできようかと思います。

て、日弁連の意見書、これにもこのことについて
 ○上原委員　ぜひこの点も十分御配慮いただきたい
 はありますね、法定代理人、後見人あるいは父母
 の一方が同意しなくても、他方の同意のみで帰化
 を認めたらどうか。これはもちろんケースにもよ
 ると思うのですが、行方不明になった、あるいは
 音信不通であるとか、いろいろな事例があると思
 うのですが、中には正式な離婚ももちろんやらな
 い、住所は突きとめたけれども同意を与えない、
 ちよつと意地悪じいさんみたいなケースもしばし

ばあると聞かされておりますので、今それは民法
ですかの適用によってほかの方途でできるという
ことです、ぜひその面も、ケースによっては十
分に解決できるように特に要望をおきたいと
思います。

それと、ちよつと前後するのですが、今度の改正の第五條の一項三号ですか、「素行が善良であること。」とかありますね。素行が善良であるとは一体どういう基準、規定、概念を言うのか、ちよつと聞いておきたいと思いますし、もう一つ、第六号では「日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破

企て、若しくはこれに主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。」
ちよつと物騒ですね、法務大臣、人権上。一体どういうことを具体的に言ひのか、こゝから私は関心があるのでちよつと聞いておきたいと思うのです。

○松田田政府委員　まず素行の点でございますけれども、素行善良だという意味は、これは外国人の帰化の語でございますので、一般に期待されるような善良さといいますが、平均的な日本人の素行の狀態ということを基準にして考えておるわけでございます。したがいまして、仮にかつて前科があつたからといって当然にだめだというふうな扱いにはいたしておりません。

それから六号の方の憲法云々のことでございます。これは、こういう条項によつて却下したとい

る事柄はございませんので、具体的な事実で答へすることはできないのでありますけれども、これは文字どおり暴力をもって日本の國の基本を揺るがすような行爲をする者ということで、日本人であれば當然しない、いわばこれから帰化して入つていくとする日本の國民の全体の運命共同体みたいなものを根本的に揺さぶろうというようなことでございますので、そういう者は日本人として帰化するわけにはいかないという趣旨でございます。

○上原委員 一般的な規定というか法律の書き方としてはこの種のものがありますね。あるのは私もわかりますが、しかし、こういうのが乱用されるのは困るわけですね。何も日本人とアメリカ人との関係ではなくして、外国人というのはその

他たぐきんるわけですね。朝鮮關係も中国も、あるいはアジア關係も、たぐきんる。だから、確かに日本國籍を取得する、帰化なんだから日本の法律を守ることとは一つの規定ではあるけれども、どうもこの種のものが置かれて、これがややもすると人種差別な思想、信條の侵害とか、そういう面の思想性のチェックということに

用のないように大臣の方からもひとつ今の点について御見解を……。

○住岡務大臣　今までの帰化についてそれに該当するという例はないわけでございます。乱用するとかしないとかという問題じゃなくて、やはり日本人になつていただくためには日本の憲法を踏み

にじるようなことがあつては困るのでありますし、そこらあたりの一つの端どめと言つたらあれでございませうけれども、そういう基準を置いておる。どこの国でも大体そういうような考え方でやっておるのだらうと私は思ひます。もちろん、そういう趣旨でございませうから、乱用ということばあつてはならないことだと思ひます。

○上原委員　憲法を踏みにじているか踏みにじていないかという話になるとまたややこしくなりますので、大臣の御見識として聞く程度にとど

それともう一点ですが、これは外務省も来ていたのだいたいなのですが、日本国籍を取りたいという人は、圧倒的に多いわけですね。沖縄の事例からしても、対米関係では、正式な婚姻届をしてその関係で生まれた子の国籍問題が一番うるさい、うるさくても、今度には逆にアメリカの国籍を二たん取って、

ずっとアメリカの国籍を持ちたい、取得しておきたいという人もいるわけですね、沖繩には。しかし、一方においては、アメリカ合衆国の移民及び国籍法によってこれまた条件がありますね。その必要条件を満たさなければいけない。それを満た

すには大変な負担といういろいろな手続面を要する。そのことについてはもちろん当事者なり本人たちの行為で原則的にはなされるべきだと思うのですが、今少しこういうことについても日本政府なり、沖縄なら総領事館あるいは大使館等々通してアメリカ側にもっと國籍問題では理解を求めるような働きかけをやるべきだ。

さっきのようにせつかく所在が明らかになつて、
 いろいろな、嫌がらせではないかも知れませんが、
 なかなかコミュニケーションがうまくつかないという事例がしばしばあるわけですよ、大臣。
 ただ、アメリカは、日本もそうでしょうが、プ
 ライバシーについては非常に厳格な国なんで、な

かなかな第三者なりが言えない。法定代理人を立てれば別なんだがというようなことで、結局、女性の方が泣き寝入りをしざるを得ない。子供を抱えて、国籍もうまく取得できない、経済的にも弱かといつてアメリカに行つて生活をさせて必
要条件を満たすことはできない、こういう事例もあるわけですから、こういうことについても、ひとつ法務省なり外務省あたりもつとアメリカ側ともこの種のことについてはコミュニケーション
なり、時には問題提起をしていただいて、事実を

把握してやられたらいいかかと思ふのですが、この点どうでしょうか。

○加藤説明員　私の所掌が日米の防衛關係ということになっておりまして、その関連で例えば先生が御指摘になられました米人というものが米軍人であるというような場合を想定して申し上げますと、米軍人の個人としての行動、米軍の構成員の個人としての行動というものについては日本の国内法が適用になるということになっているわけでございます。したがいまして、今先生が御指摘に

なられました件は、米軍人であろうと米軍人ではない米国籍を持った米人という者との結婚なり内縁関係ということについての問題ということになります。この間に質的な差異はない、またはそこら辺をどのように処理していくかということになります。大要でございしますが、これは第一義的には私法的な当事者間の話し合いによって処理されるべきものであろうということになるんだらうと思ひます。

もちろん、私たちが、米軍人の場合であれば、米軍に施設、区域を提供する以上は、米軍においてその構成員の行動等をも含めて地元社会との調整ということに十分やるべきだということには常に注意喚起をしているわけでございしますが、問題の本質ということになりますと、これは先ほど来の御議論にございましたような手続に従って解決されるべきではないのじやないかというふうな考へておる次第でございします。

○上原委員 紋切型じやいかぬですよ、この種のもの。安保条約の解釈も紋切型だが、これも紋切型だ。そういういろいろな事例があるから、助言、指導するなり何らかの形で具体的なあれではなくして、もう少し日米間でコミュニケーションをとることが必要だということ申し上げておるものであつて、その程度もやらないということになると、また何をか言ふやだ。ともかくそういうことについてはもう少し両方とも関心を持っていただきたいということを申し上げておきます。

そこで、あと二点だけお尋ねしますが、今回の法改正と戸籍法の関係、戸籍法は、よくわかりませんが、例えば帰化手続をとって戸籍抄本ないし戸籍簿本に登録をしたときに、括弧書きで原国籍がどこにござつた、氏名何々と必ず載つてゐるわけですね。これが就職とかあるいは学校とか、履歴書を出さなければいけないような場合に本人のプライバシーその他が公にされて大変困るということがあつて、何とか原国籍を抹消することも今回の戸籍法改正をする場合にやるべきだ。何か再

編製するとか移転するとかいう場合は消えるというのをさつき説明を受けたのですが、このあたりの関係はどういうふうな改善なさるおつもりですか。

○批田政府委員 帰化された方につきましては、御指摘のとおり戸籍に帰化する前の国籍がどこであつたか、無国籍であつた場合には無国籍として書くことにいたしております。これは、帰化する前のいろいろな身分行為につきましては準拠法としては帰化前の外国の法律によつていうことがあるわけでございします。そこら辺を明確にしておきませんと身分関係が法律的にわからないという必要から言わざるを得ないわけでございします。

ただ、転籍をいたしますと、それはもう最初に書いてあつたことをすべて書く必要もないので、必要があればその戸籍から手繰つていくという場合にはそれで済むものですから、転籍をいたしますと原国籍の記載は省略するということ扱いになっております。何といひますか、それを消すために転籍をするというのは本来筋が通うわけだと思ひますけれども、そういう手続になつておるということをお考えになつて転籍をされて、現在の戸籍としてはもとの帰化する前の国籍の記載がない戸籍にすることがされる方もあるように聞いております。

○上原委員 ですから、それは非常に災いになる場合があるのだ、できるだけそういうことは、新戸籍というか、編製をする段階においては配慮するやうな助言、指導を法務省本省としても法改正の段階ではやっていただきたい、そのことを強く要望しておきます。

最後に、窓口業務の改善の件についてです。さつきの帰化書類の問題もありましたが、法務省の窓口へ行つてもなかなか色よい助言なりサービスをやつていただけないというのをしばしば聞かされるわけですね。翻訳は、もちろん訳して持つて来い、これに書き入れて来い、大変窓口がおかしい、敷居が高いということは、私だつて法務

委員会に来ることだけでもびくびくしているくらいだから、大変なんです。そういう印象を与えている面があるので、今回の法改正において、そういう戸籍の問題を含めて、そういう面をもつと改善をしていただきたい。また陣容の面においても、確かに行革時代ですから翻訳官を置くというのとはなかなか容易じやないかしらぬが、できるだけそこまですていくような将来展望を考へていただきたい。

いま一つは、これは大臣にぜひお聞き取りいただきたいわけですが、いわゆる沖繩での国籍問題がこれだけいい方向という改善されてきたことは、やはり国際福祉相談所の役割が大きいわけですね。これはある意味じや那覇法務局の窓口業務の三分の二ぐらいやつてゐるようなもので、すなわち、対米人関係の国籍問題では、こういう機関に対してはたしか八〇年、昭和五十五年ごろから県から助成措置をある程度やつてゐるのですね。しかし、今、国から何もありません。ほとんどボランティアが福祉関係のいわゆる篤志家の拠出によつてできていることなんです。したがつて、私はどういふ便法があるかわかりませんが、いろいろこれだけ社会に貢献をし、難しい国籍問題をやっていることに對しては、もう少し政府としてお考へになつていただけたらどうか。国際協力事業団ですか、そういう国際交流機関というものもあるわけだ、そこにはそれなりの政府の助成措置がなされてゐる。幾ら行革時代とはいつても、やるべきことはやらなければいけない。したがつて、このことは法務省の窓口業務の改善の問題と、この福祉相談所のやつてゐる役割というののに対して政府の御理解と何らかの手だてができるならば、そういう面も将来お考へになつていただきたらいい。この二点について、この件は最後ですから、大臣の御所見を聞かせていただきたいと思ひます。

○住国務大臣 今後の取り扱いにつきまして、先ほど来私は聞いておつてちよつと意外に思うのでございしますが、何か手続するのに十何万円かかる

なんというのはいくらどういふことになつておるんだらうか、こういう実情を私は私よく知らないわけでございます。それで、先ほど帰化の手続にいたしましても簡易の上での簡易の手続等も考へておりますし、一つは窓口で最大限のサービスをすること、こういうことで沖繩問題については徹底をしてまいりたいと思つております。

それから、国際福祉相談所の問題でございしますが、実は私は性格は知りませんが、そういう活動等の面についてもう少し実情を私聞きましても、どこでどうやればいいのか、そういうようなことも十分考へて対処してまいりたいと思ひます。

○上原委員 終わります。

○宮崎委員 小澤克介君。

○小澤(克)委員 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案につきまして順次お尋ねいたします。まず最初に、国籍法改正案、新国籍法の第三条の修正による国籍の取得でございしますが、ここで修正、すなわち嫡出性を要件としているのはなぜでしょうか。特に新法第二条ではそういう嫡出性を何ら要件としてないわけでございますので、その理由についてお尋ねいたします。

○批田政府委員 二条の場合は、出生のときに父または母が法律上の父子関係にある、あるいは母子関係にあるということを前提にいたしておるわけでございます。法律上の出生のときに父母どちらかが日本国民であれば、その子は日本国籍を取得するといふ考へ方でございします。

三条の方は、出生のときには、これは主に父子関係になりますけれども、父との間には法律上の関係はないということでございます。そういうふうな形態の場合には、生活環境といったしまして父と子との間に、何と申しますか実質的な結びつきが非常に薄いであらう、これは民法でもそういうことを前提としたいろいろな規定がございしますけれども、そういうふうなことから、後になつて準正で、要するに父母が婚姻をしてそこで一つの生

活の共同体ができれば、これはまさに一体のものとして、法律上の父子関係が出生のときからあったと同じように評価をしてもいいだろうというように、三条の關係についておられますが、二条の方には要するに法律上の父子關係があるということに着目した一般原則でございまして、そこに差異が出てくるのはやむを得ないと思います。

○小澤(克)委員 第二条につきましては、いわゆる日本人の未婚の母が子供を産んだ場合には、これは母親による認知ということとはほとんど実態にはありませんので、当然に母子關係が認められてその子は日本の國籍を取得するわけです。そうしますと、二条と三条との間でいかにも權衡を失する感じがするわけですが、その点いかがでしょうか。

○批把田政府委員 二条の方は、先ほど申し上げましたように、出生のときに父または母が法律上の父または母であるということの一つの基準にして國籍を付与するという原則でございまして、三条の方は、そういう二条の原則を立てた場合に、父子關係につきましても、今も御指摘ございましたように、母親との關係について若干差異が出てくるような面にも着目をいたしまして、したがって、出生のときに法律上の父子關係でなくとも、それは父の方からの國籍取得といえますか、そういう關係で日本國籍を与える道をつけてもいいだろうという、法律上の親子關係を基礎とする血統主義の補充として三条の規定が設けられたわけでございます。

その場合に、単に後になっても出生後に認知をしただけでいいかといいますと、それは母子關係とは違ひまして、生活実態としてはその父親との關係では当然に結びつく、そういうことが言えないのではないかと。したがって、そこで正統の準正というところになっていまして、いわばそれは出生のときから法律上の父というような關係に近い状態が生ずるはずでありますから、したがって、準正ということによって出生のときに父との間で

法律上の親子關係があったということと同評価し得べき關係に立つたということが初めて言えるであろうということ、三条の場合には父の方に着目をし、出生を必要としておるということでございます。

○小澤(克)委員 胎児認知の場合は三条になりますか、二条になりますか。

○批把田政府委員 胎児認知の場合は二条になります。

○小澤(克)委員 そうすると、胎児認知と出生後の認知とで変わってくる。これは父親による認知の場合ですけれども、これも權衡を失すると思われませんか。生活実態というお話がありましたが、例えば胎児認知の場合に、必ずしも実質的父子關係の生活実態が生ずるといふ必然性もないわけではございませんか。どうしてこういう差がつくのか、どうしてもわからないのです。

○批把田政府委員 胎児認知というのは例も少なく、また胎児認知を認めている国は少ないのでありますけれども、それはともかくといたしまして、二条は、先ほど来繰り返して申し上げておりますように、出生による國籍の取得關係は、その子供が出生をした時点で法律上の親子關係があるというものを基準にして置いたわけでございます。その結果、胎児認知も二条に該当して、出生と同時に日本國籍を取得するという關係に立つわけでございます。

三条はそういう場合ではないのだけれども、後になって、出生のときにいわば法律上の父子關係があったと同視できるような、そういう法律關係の場合には二条に準じていい關係に立つたろう、それは準正であるという発想に立つわけですね。後になって認知しただけということではなくて、準正ということになりますと、これは生まれながらから嫡出子という扱いにもいろいろある面で見られるわけでございますので、したがって、それは法律的には評価をしてもいいだろうということになる。ただ認知だけではいけないだろう。言いかえますと、二条の方は、そういう三条との關係

を先に考えるのではなくて、出生時に法律的に父子關係があるという点に着目した結果のこととございします。

〔委員長退席、本委員長代理着席〕

○小澤(克)委員 どうも嫡出子と非嫡出子との間に新たな差別が生ずるという感じが免れないわけでありました。また、同じ非嫡出子の間でも母親が日本人であった場合と父親が日本人であった場合とでも明らかな差別が生じます。またさらに父親が日本人の非嫡出子の場合にも、胎児認知とそうでないものの間にまた差がつく。どうも合理的な差別とは考えられないわけですね。

ついでに伺いますが、認知のみによって國籍の取得を認める国、これは資料によりますと、インドネシア、ギリシャ、韓国、さらにフランス、こういう国々がある。しかも、フランスにおいては未成年の間の認知に限定しない、全く限定なし、こういうことになっているようですが、こういう立法例からしても、認知で十分なんじゃないかという感じがいたしますが、いかがでしょうか。

○批把田政府委員 そのような立法例もございしますが、また他方では準正に限るという立法例もかなりあるわけでございます。

○小澤(克)委員 次に移りまして、新國籍法の十一条の二項、ここで初めて國籍の選択という用語が登場するわけですが、これは外国の法令による國籍の選択ですから、いろいろ千差万別の制度があり得るかと思ひます。それで、この十一条二項に言う國籍の選択とは、どのような要件、必要十分条件を満たしていれば國籍の選択制度であると認めるのでしょうか。

○批把田政府委員 これは我が國の方の選択制度もあわせて考えることになりまして、要するに、二つの國籍がある場合に、その一つの方を取るといふことが単純な國籍の選択の意味でございます。それは内容的に考えてみますと、ある國の國籍の方を自分の國籍として、片一方の國籍は自分の國籍とはしない、そういう意思内容を含むこととございします。ただ、それを具体的にどうい

う表現でどういう手続でやるかということは各國の法制が違ひますけれども、内容的にはそういうことにならうかと思ひます。

○小澤(克)委員 そうすると、ここに言う最低必要限度の要素というのは、複数の國籍のうち一つに特定——集中する、こういう概念、これで十分なわけではございませんか。

○批把田政府委員 そういうことにならうと思ひます。

○小澤(克)委員 ヨーロッパ理事會閣僚評議會の協定がございしますね。これでは「帰化、選択、又は國籍回復の手段によつて他の締約國の國籍を取得したときは」という訳文になっているのですが、選択によつて國籍を取得するという觀念がどうあるようですか。ここで言う選択というのは必ずしも一致する概念じゃないのでしょうか。

○批把田政府委員 これはいろいろな場合を想定しておりますけれども、結局、ある國の國籍の方を取るといふことが外部的に評価できるようなものを挙げていたのではないかとと思ひますが、概念としてはどういふ言葉であらうかというのはいくらに評価できないものがあるかと思ひますが、私どもの方では要するに二つの國籍のうちの一つというところで、そういう概念に当たるかどうかで評価をすべきではないかと思ひます。

○小澤(克)委員 それで、この十一条二項の、この法に言う國籍の選択、これを満たす制度を備えている國は具体的に現在どういふところがございますでしょうか。

○批把田政府委員 これは今わかっているところではイタリア、メキシコ、ブラジル、インドネシア、シンガポール、それからパプアニューギニアとかバキスタンなどにそういうような制度があるように承知いたしております。

○小澤(克)委員 それでは次に十四条に移ります。十四条の二項を讀みますと、「日本の國籍の選択」という言葉の中には、外國の國籍を離脱する方法と、いま一つは選択宣言と、この二つが概念内容となっているようですが、そのように理解

していいのでしょうか。

○批田政府委員 そのとおりでございます。

○小澤(克)委員 そうしますと、十五条の解釈に混乱が生じないだろうかという感じがしてしようがないのです。なぜかと申しますと、十五条三項によれば、法務大臣の報告を受けた者が「一月以内に日本の国籍の選択をしなければ、結局国籍を失う」という規定になっているわけですが、ここに言う「日本の国籍の選択」というのは外国籍の離脱と選択宣言と、この二つの手続があることになり、また、法務大臣の報告を受けた人が外国籍離脱の手続をとったといたします。そうしますと、日本国に対しては何等特段の手続はとらないわけですね。そうしますと、一月以後には日本国籍を喪失してしまふ。一方、外国籍についても離脱の手続をしているわけですから、それが認められれば離脱してしまふ、結果としては無国籍になる、とういうことが生じないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○批田政府委員 御指摘のとおり十五条三項の「一月以内に日本の国籍の選択をしなければ」という日本国籍の選択の内容は十四条の二項で言っているものと内容が違ふというふうには解するはかなくとも思いますが、そうしますと、外国籍の離脱を離脱するか、日本に対して選択の宣言をするか、どちらかをしなければ日本の国籍を失うというふうになるわけですね。したがって、外国籍の離脱を離脱するという方法を選択し、選択と宣言とまた混乱が生じますからあれですが、外国籍の離脱の方法をとろうとした方が、一月以内にそれが思ったとおり離脱の効果が生ずるまでに至らなかつたという場合には離脱が問題が生じようかと思ひます。

この規定それ自体は確かに報告を受けた日から一月以内にどちらかでなければいけないわけですが、ただ御本人が一月以内に離脱が完了すると、それによつてこの十五条の三項の要件が満たされる、逆になるかもしれないが、十五条三項の規定によつて日本の国籍を失うことはないとい

うふうにして手続をされていた場合に、相手の役所の関係もあつて、それが一月以内にできないというふうな場合は、これは本人の意思を全体から見ると、日本の国籍の方を選択する意思に基づいて行動を起しているといふことは言えるわけではございません。しかも、ある一定の期間内に外国籍の離脱の手続を進めてきたのだけれども、それが予期に反してできなかったという場合には、この十五条の三項のただし書きに該当するといふふうに解する余地が十分にあるし、また、そう解した方が極めて妥当であるといふこともあろうと思ひます。そういう場合には、この十五条の三項の本文によつて日本の国籍を失ふことなく、そして外国籍を離脱すれば、そこで離脱が完了すれば日本の国籍を唯一の国籍として保持するといふ結果になるというふうに解せられると思ひます。

○小澤(克)委員 一月以内に国籍の離脱ができな場合はどうなりますか。

○批田政府委員 できた場合には、当然日本国籍が唯一のものにその瞬間になるわけでございます。したがって、日本の国籍を喪失するといふことはあり得ないわけでありませう。少なくとも実体的にはそういうことにはなりません。

○小澤(克)委員 実体的にはそうなんです。先外国籍の離脱が完了すれば、まさにここにいう十五条三項の「一月以内に日本の国籍の選択をしなければ」というところに当たらなくなつてしまふ。選択をしたことになりませうから、国籍を失うわけはないわけですね。実体的には失つたといふふうには思ひます。しかし、手続的には失つたといふふうには思ひます。国内には何らの手続をとらないうわけですから、そうすると、その場合どうなりますか。

○批田政府委員 実務的に考えますと、法務大臣の方では外国籍を離脱したといふことがわからなかつたことが多からう、ほとんどだろつと思ひます。したがって、その本籍地の市町村の方に連絡をしまして、日本の国籍は喪失したといふ

ことを通知しますと、市町村の方ではその戸籍を消滅してしまふという手続に進んでいく可能性はあるわけですね。ところが、一方外国籍の国籍を離脱したとしますと、そのことがまた戸籍の届け出事項に今度はなるわけではございません。したがって、今度の場合は外国籍に住所を有する方の場合には、三月以内といふことでございませう。ともかくそれが本籍地の市町村に外国籍を離脱したといふことが証明書つきで届くわけではございませう。

その場合に離脱の方の届け出が先に来れば、そしてその日付を見れば、要するに報告の關係よりも前に離脱したことがわかれば、市町村は当然にそれは離脱を記載して報告による喪失の方の手続はしないといふことにはなります。ところが、離脱の方の届け出が遅くなつて、もう戸籍の方を消滅してしまつた後に届いたといふ場合には、これは間違ひであることが後で市町村でわかる。その場合には法務局の方に連絡して、そして誤りであることになりませう。これは職権でもともへ戻す、あるいは職権といひますか、そういう場合には法務省の方に連絡をして、そういう事実關係からその喪失の通知といふものを取り消して、そしてともへ戻すといふふうな措置が十分にとれるわけではございませう。

○小澤(克)委員 戸籍法についてはまた後でお尋ねする予定ですが、実際には戸籍法百三条の国籍喪失の届け出といふのは一月以内、それから外国にあるときは三月以内といふことですから、その方が早く届けが行くといふことはまずめつたにないだらうと思ひます。それから届けは事実上なされない場合もいろいろ實際問題としてはあるかと思ひます。そうしますと、本人は、この報告を受けた人はまさに報告の内容に従つた行動をし、しかも一月以内に選択をやり遂げているわけですね。何ら落ち度はない。まさに大臣の報告の内容どおりのことを実現しているわけですね。それにもかかわらず手続的には一たん戸籍が抹消されて、やはり間違ひだつたといふてまた戻る。これ

は法制度として欠陥じゃないか、私こう思ふのですが、いかがでしょうか。

○批田政府委員 それは確かに前後すると、戸籍の処理の上でわからないために実体に合わない処理をしてしまふといふことが発生する可能性は残つておると思ひます。しかし、制度全体からいいますと、それではそういうことのないようにするためにどうしたらいいかといふことになりませう。要するに、そういう報告をやつた場合の戸籍の消滅については少なくとも百六条の外国籍の国籍離脱の届け出が来るまでは待つようにするとかいふようなことでの運用は考へる余地はあるかと思ひますけれども、しかし制度としては、一月という期間内にどちらかの方法をとらない限りは日本の国籍を喪失する、そういう実体規定そのものは制度としては置かざるを得ないといひますか、そういうことで不合理とは言へない。あとは手続的にそれを幾らかでも混乱がないように処置するといふことが工夫さるべきだといふことは言へようかと思ひますけれども、国籍法の十五

条の規定から言へば、そんなに不合理なものといふふうには私は私では考へておりませう。○小澤(克)委員 先ほど私、戸籍法百三条と言つたかもしれませう。これは百六条の間違ひです。それで、私はそれは思ひやういふのです。今おつたのは、一方で選択宣言がないがゆゑに国籍の喪失といふ手続が進む、他方で外国籍の離脱といふことがこれと無關係に進む。そのことはいわばどういふ法制であらうとやむを得ないのだ、立法技術的にどうしようかといふことはあり得るのだといふお話だつたと思ふのですが、問題になつてゐるのはそういうことではないんです。この十五条の一項による法務大臣の報告の内容がそれ自身が、外国籍の離脱といふことも含めてこれをしないといふ、もろにそれに限るわけじゃないかと思ひます。その中には外国籍の離脱といふ手続が当然に含まれるわけですね。大臣の報告と無關係にまたまその人が他方で外国籍の離脱といふ手続を進めてい

た、こういうことは技術的にどういう立法をしよ
うとそれは防げないと思ひます。先ほど局長おつ
しやうとおつたと思ひますが、この十五条一項
の大臣の報告そのものに従つた行動をまさしく
して、しかもそれをやり遂げた、一カ月以内に外国
籍の離脱をやつた、どこからも非難の余地がない
わけです。報告された内容そのまゝをやつて、一
カ月以内に離脱をした。それにもかかわらず何か
困難をいつの間にか抹消されたり、やはり間違ひ
だらうということでもまた復活したり、そういうこ
とがあり得る。これは法制度のまさに欠陥だと思
ひます。そう思ひませんか。

〇批田田政府委員 法制度と申ししても二つあ
らうかと思ひます。
一つは、国籍法の面であつた場合にどうかとい
うことになりまふと、これは先ほど申し上げ
ましたように、外国の国籍を一カ月以内に離脱し
た場合には、まさに法の命ずるところに従つてや
つたわけですから、したがつて日本の国籍を喪失
しない、そういうことは確定するわけですね。で
すから、それは決して制度として不合理ではない
わけですから、それから国籍法の面であつた限り、
私は制度は不合理ではないと思ひます。

ただ、それを戸籍の面で処理をするときに、片
方は法務大臣の方から、何もわからないものだか
ら喪失の通知が市町村の方に行く。それから、片
方は本人の方から外国籍の離脱の届け出が百六条
で出てくる。その関係の前後関係で、場合によつ
ては戸籍が消されちゃうということがあり得る。
それを実体に合わせていかなるかとへんすといふ
ことは、本人にしてみれば気持ちの悪いことが戸
籍の上にあつてくるということになつて、それ
は不都合な面ではある。したがつて、それは
戸籍の処理の上でそういうものを合理的に処理
をするということが工夫するべきであるといふこ
とは、一つの御提言としては私も十分に理解でき
るわけでありまふ。

それは何カ月の間に法務大臣の方から戸籍の消
除に関する通知をするとかというふうなことはこ
の戸籍法の改正自体でも出ておりません。したが
つて、それを実務的にどのように処理をする
かという面では解決する余地は十分にあると思ひ
ますので、この法律の面の上からいふたときには
は、そんなには私は不合理なものだといふふうには
考へておらない次第でございます。

〇小澤(三)委員 実体法のレベルで、確かに二つ
の国籍喪失原因が両方有効になるといふことはな
い。その意味で、制度的には間違ひないとおつし
やうなことは、それはさうだと思ひますが、戸籍法
との関連で言ひますと、先ほど私が指摘して
いるような事態が起こるわけです。これはやはり
制度的欠陥と言ひざるを得ないと思ひます。
なぜそんなことになるか。その原因はこういう
ことなんだと。要するに、先ほど指摘しました
ように、日本国籍の選択という概念の中に外国籍
の離脱と選択宣言という二つの別々の手続——こ
れは手続の方向が全く違ふわけですね。外国籍の離
脱は、外国政府に対して手続をするわけですね。選
択宣言は日本の政府に対してやるわけですね。全然
別の手続を日本国籍の選択という概念にひくる
めてしまつて、そしてそれについて一カ月の期間
であるとか、あるいはこれも後で触れようと思ひ
ますが、ただ書きの責めに帰することができな
い事由によつてできないといふような要件を
定めるといふこと、これは全く法技術の無理と
いひます。法技術的な立法技術のミスではない
か、こう思ひわけです。

これは技術的には簡単なんです、先ほどから
指摘しているような問題を解決することは、こう
すればいいのです。
第十四条の「外国の国籍を有する日本国民は、」
といふこの後に続けて、いづれかの国籍の離脱を
しないときは、といふ文言を挿入する。そして十四
条二項の「外国の国籍を離脱することによるほか
は、」といふ文言を削除する。これだけでさつき
言つたような混乱は全部なくなるわけですね。しか
も概念的にも国籍の選択と国籍の離脱といふのを
はつきり区別することができる。どうしてさうし

なかつたのか。逆に言うと、さうすると何かまず
いことが起こるのか、教へていただきたいのです
が。
〇批田田政府委員 ただいまの御提言のような書
き方もそれはあらうかと思ひますけれども、私ど
もの方の考え方は、結局選択の宣言をしたからと
いつて客観的に単一の国籍になるわけじゃありま
せんけれども、単一の国籍になるような方向に行
くといふことがこの選択制度のねらいでありま
す。したがつて、法務大臣が報告をする際
も、どちらかの国籍を離脱していない場合だけに
限るわけじゃなくて、要するに報告を受けて、そ
れから外国籍を離脱してからも、日本の国籍
を離脱してからも、それによつても目的が達
せられるわけですね。したがつて、その報告の
内容の中には、国籍の選択として、選択の宣言が
外国にあることを前提に置いて申しますと、どち
らかの選択の宣言をするか、あるいはどちらかの
国籍を離脱するか、その方法を選んではいいとい
うことがあくまでも残るだらうという感じがする
わけですね。

ですから、十四条の一項の中で最初から外国の
国籍の離脱をしなかつた場合に限定して出発
をいたしますと、最後の法務大臣の報告の内容に
中には、どちらかの国籍を離脱するといふこと
によつても解決し得べき道をそこでは内容として含
まないことになるのじゃないかといふ考えがある
わけですね。したがつて、あくまでも最後ま
で、離脱の方法か、あるいは選択の宣言か、それ
をしてもらふといふことを報告の内容としてどう
してもとめておかざるを得ないだらうといふこ
とがこのような規定になつた根拠でございます。
〇小澤(三)委員 それはおかしいと思ひますよ。
さういふふうな報告の内容を欲張るから、いろい
ろな手続を全部含めてしまふから、十五条三項の
解釈がおかしくなつてくるわけですね。並行的に
解されるいろいろな手続、その方向も違ふ全部違ひ
ます。それをひくるめて、一カ月の期間が経過
したときといふような要件で考えようとする、と

どれについて考えるのか、全部について考えるの
か、どうしてもさういふ混乱が起こるわけです
よ。何も法務大臣の報告の中に離脱といふ手続も
含めなければならぬといふ必然性はないわけだ
す。離脱をしないうちは二十二歳までに選択しな
いといふ規定を置き、そしてそれを選ばない者に選
択しなさいと言へば、間接的には離脱という方法
によつても国籍の特定は——集中はするわけです
から、それをどうしても含めなければならぬとい
うことにはならないわけですね。少なくとも間接的
にはそのことも含めて義務づけられてゐるわけ
ですから。こういう犠牲を払つてまで国籍の選択と
いふ概念の中に離脱を含めてしまふ、概念の混交
をしてまでさういふふうにしなればならぬ理
由もわかりませんし、現実に十五条三項の解釈に
混乱が生ずるわけですね。

もう一つ指摘すると、先ほどちよつと言ひか
けましたが、十五条三項のただし書きです。「そ
の省が天災その他その責めに帰することができな
い事由によつてその期間内に日本の国籍の選択を
することができない場合、」こういう要件が書い
てあります。ある人が外国籍の離脱をやらうとし
た、ところが通信の途絶等があつてなかなかでき
なかつた、それで途絶がやんだときから二週間以
内に早速やつて、そして離脱に成功した。その場
合に、選択宣言の方をとればよかつたじゃない
か、何の障害もなかつたじゃないか、だからここ
の要件は満たしてない、こゝういふ解釈もあり得
るわけですね。全然別の手続を含んでゐるために、
どつちの手続についてさういふことを判断するの
か、混乱が生じませんか。今の点、いかがでしょ
うか。

〇批田田政府委員 後の点でございませうけれど
も、これは、この案で申しますと、外国籍の離脱
とそれから選択の宣言と二つの方法があるわけで
ございませうので、そのどちらかはやろうと思へば
やむを得ない事由がなくてできたといふ場合にど
うかという問題にならうかと思ひますが、御本人
がある一つの方法を選びたい、殊に、外国籍の離

脱について考えるのか、全部について考えるの
か、どうしてもさういふ混乱が起こるわけです
よ。何も法務大臣の報告の中に離脱といふ手続も
含めなければならぬといふ必然性はないわけだ
す。離脱をしないうちは二十二歳までに選択しな
いといふ規定を置き、そしてそれを選ばない者に選
択しなさいと言へば、間接的には離脱という方法
によつても国籍の特定は——集中はするわけです
から、それをどうしても含めなければならぬとい
うことにはならないわけですね。少なくとも間接的
にはそのことも含めて義務づけられてゐるわけ
ですから。こういう犠牲を払つてまで国籍の選択と
いふ概念の中に離脱を含めてしまふ、概念の混交
をしてまでさういふふうにしなればならぬ理
由もわかりませんし、現実に十五条三項の解釈に
混乱が生ずるわけですね。

脱をする方が日本の国籍の選択の宣言をするより
は国籍唯一の原則の線からいいますとむしろ歓迎
すべき状態であります。そういう状態のものを選
ぶという事は、日本の国籍法からいいますと責
められないわけでは、そういう方策をとるのに一
生懸命やっておったということがあれば、それは
全体としてやむを得ない事情があるという評価を
することは十分できると思います。

それを本人の意思と違つて、もう少し、若干あ
いまいの残る選択の宣言の方をすればよかつた
じゃないかという事は、本人にとつても酷なこ
とであらうと思ひますので、制度全体の趣旨から
しては余り言えない。それは、全体として評価す
れば外国籍の離脱の手続をしようという意思があ
り、それをするにやむを得ない事由があつた
という場合には、最終的にその離脱の手続が済
めばそれによつて結果的には日本の国籍を選択し
たことになるのだということで、前の形式的な、
法務大臣の方では、ここに届くかもしれないと思
つて待つていた選択の宣言がないことによる喪失
の効果は、これは発生しないというふうに考えま
す。

それからもう一つ、前の問題についてお答えし
てよろしいかと思ひますが、これは確かに十四条
の一項の方に、国籍の離脱をしていない者につ
いてというところで要件を絞ることも一つの方法だ
らうとは思ひます。しかしながら、それをやりま
すと、後で催告する内容は一体何になるのか。選
択の宣言だけが、いわば日本の国籍を選ぶという
場合には日本の国籍の選択の宣言だけがその場合
に選ばれる方法であつて、外国籍の離脱というこ
とは、その催告の内容とかあるいはその催告に従
う履行行為としては含まれないかという問題は結
局残ると思うのです。ただ、書き方としては前の
方に書くのも一つの考え方と思ひますけれども、
私ども、結局は同じようなことになるような気も
いたします。そう御指摘にあるような根本的
な違いは出てくるようには思ひません。
○小澤(克)委員 いや、そうはなりませんよ。十

五条で国籍の選択をまさに催告する、ここで言う
のは純粹に、離脱という概念を含めない狭義の國
籍の選択だけに限ります。ですから、日本国籍の
選択、すなわち選択宣言があるいは外国籍の選択
をしなさい、この催告で十分なんでは。

それからもう一点、では逆に、当該外国にその
人がいたとします。家族はみんな日本にいたりとか
いうような状況から、外国で生活しているにもか
かわらず日本国籍を選択するというところで選択宣
言をしなさい、ところが通信の途絶等でおく
れた、その場合に、先ほどのただし書きの判断
で、外国にいたのだから外国で離脱の手続をすれ
ばすぐできたじゃないか、だからこの要件に当た
らない、そういうふうな判断される余地も生じま
すよ。いかがですか。

○批田政府委員 そういふ問題も出てこようか
と思ひますけれども、これはどちらでもいいわけ
で、今の御趣旨によりますと、御本人が選択の宣
言によつてこの催告にこたえようとしたという意
図があるわけではございません。そういう意図を具
現されるためにはやむを得ない事情があるという
場合には、それはそれなりに評価をしてもいいの
ではないかと思ひます。したがつて、外国の国籍
法で離脱する方が国籍の立場からすればそれはよ
り望ましいことではありますけれども、その方法
があるからといって、その方法に限つて事を判断
する必要はない。したがつて、御本人が選択の宣
言の方をしたという意図であつて、それをやる
のにやむを得ないやむを得ない事情があれば、これ
はこのただし書きに当たるというふうに解すべき
だと思ひます。

○小澤(克)委員 そうすると、今のお話二つ合わ
せますと、結局本人が選んだ方の手続についての
みやむを得ない事情があつたかどうか、二週間以
内にやつたかというのを考える、もう一つの方
の手続については考えない、こういうことになら
うかと思ひます。そうすると、この明
文に反するのですよ。「日本の国籍の選択をする
ことができない」と書いてあるわけですから、そ

のうちの一方だけできないで、片方はできたわけ
です。こういう偏利が起ると先ほどから指摘し
てゐるわけですが、これは率直に言ひまして立法技
術の欠陥です。

では、こういう場合はどうですか。これはむし
ろ一番最初に言つたのですけれども、国籍離脱の
手続をとつた、一カ月以内に着手した、しかし相
手といひますか、外国の政府の手続があることで
すから、結局、離脱が完了するのにおくられた、一
月を過ぎてしまつた、こういう場合にはこの法に
よる催告の効果としての国籍の喪失は適法になる
わけですか。まず、そうですね。一カ月以内に選
択をしなればの意図が着手なのか完了なのか、そ
れをまず確認させていただきます。

○批田政府委員 これは完了のつもりでおりま
す。

○小澤(克)委員 そうしますと、今言ひましたよ
うに、外国籍の離脱に早速着手したわけですが、
それが完了するのは一月を過ぎてしまつた、その
間に日本国籍の喪失はします。これは適法なわけ
です。先ほどの例とは違ひまして、間違ひじゃない
のです。その後外国籍の離脱が完了するわけで
すから、結局手続的には無国籍になつてしまいま
すね。その場合には恐らく外国籍の離脱の手続の
方が途中から不適法になつたのでしよう、これは
外国の法制がどうなつてゐるかに結局はかかるわ
けですけれども、そうすると、さっきのような外
籍の訂正で足りるという問題にはならなくて、外
國の国籍離脱が間違ひだつたということと、その
外国の政府に対して国籍存在確認の訴えか何かを
しなければならなくなる、離脱しようとした國に
対して存在を確認するといふような手続
をとらざるを得なくなる、こういうことも起る
わけですか。しかも一カ月以内に離脱ができるとい
うことはむしろ少ないと思ひますから、その方が
多いわけですか。これは立法技術の欠陥だと思ひま
すよ。いかがでしょう。

○批田政府委員 離脱は、日本のように届け出
をすればすぐ効力を生ずる、今度の法律はそうす
るわけではございませんが、そういうふうなそんな
期間を要しないところももちろんあるわけでは
ない。そうでないところもいろいろあります。しか
し、今の設例のような場合には、催告を受けて遅
滞なく外国の国籍の方の離脱手続をした、ところ
が相手方があるわけですから、その関係でおくれ
たという場合には、本人の責めに帰せないという
事由で経過をした場合には救済をするといひます
が、債務不履行的な措置はとらぬというのがた
だし書きの立法趣旨でございまして、そういう
意味でやむを得ない事由等があつたということ
で、ただし書きによつて一カ月を経過したその日
に日本の国籍を喪失するという効果は生まないと
解すべきだと思ひます。

○小澤(克)委員 そうならぬですよ。だつて「選
択をすることができると至つた時から二週間以内
にこれをした」といふことになつてゐるの
ですよ。つまり障害がとれてから二週間以内に行
うという規定になつてゐるのですよ。私がさっき
指摘したような例だとかの規定に当てはまらない
でしよう。早速外国籍離脱に着手したのです。申
請書類をばんと外国政府に出したのです。後は外
國政府の内部の手続でござらなかつた二カ月ぐ
らいたつてから離脱、結構です、オーケーですと
完了した。この場合に、どうして「選択をするこ
とができるに至つた時から二週間以内」これをし
た」といふふうに判断できますか、こういう障害
がとれてから二週間以内に行つたというやうな観
念の入る余地がないでしよう。いかがですか。

○批田政府委員 これは外国の役所側の方が手
続的におくれしているといふことと自體が、本人の責
めに帰せない状態が続いてゐるのだというふうに
評価できると思ひます。

○小澤(克)委員 そうすると、どうなるのです
か。二カ月たつて離脱、結構です、ばんと手続が
来ました。この場合に「二週間以内」これをした
とき」といふことに当たるのですか、そんな
な解釈は無理ですよ。障害がとれてから二週間以
内にやつたときはオーケーというのがこの規定で

すよ。どうしてそうなるのですか。

○批田政府委員 この規定の文言を形式的に当てはめれば今おっしゃったような事柄が問題になるかと思ひますが、先ほど来申し上げておりますように、このただし書きは、本人がこの催告に従つて国籍の選択をしようというこの努力をするのに、その実際上妨げになるような本人の責めに帰せられないものがあればそれは適予するといひますか、救済しようというのが趣旨でございすから、今のような文言上の形式に当たらないような場合でもそれは当然解釈として運用されるべき性質のものだと思ひます。

〔本田委員長代理退席、委員長着席〕

○小澤(克)委員 それは全く無理な拡大解釈です。障害がとれて二週間以内にはやらないときは限りでないというこの規定に当てはまらないです。私がさっきから言っているような場合は、そういう文言を無視した拡張解釈をしなければならぬこと自体、先ほどから再三指摘しているように、全然別の手続を一つの要件でくくるからこういうことになるのです。これは立法技術の欠陥です。

では、また差し返しになりますが、一カ月以内に外国籍の離脱ができたとして、それにもかかわらず日本国籍の方が抹消されたとして、それはあれは間違ひだったということになりますと、法務省の戸籍官吏の方で認めて早速戻してくれたいですけれども、外国籍の離脱ができたかどうかということについて証明するのはそう簡単でない場合だつてあると思ひます。

そうすると、結局、国籍存在確認の訴訟が何かを起さなければならぬ。そういう場合だつて生ずるわけです。本人には何の責めもないのですよ。まさに催告の内容に従つた行為をきちんとやっているわけです。何でもこんな場合の生ずるような規定の仕方をしなければいけないのか、先ほど私が言つたような手直し、ごく簡単なんです、それをすれば全部今言つたような問題は解決してしまふのです。いかがでしょうか。

○批田政府委員 ただいまの戸籍の方から消された場合のことでございますが、これは戸籍法の百六条の規定に従ひまして外国籍の離脱の届け出をしていただければ、多くの場合にはそういうことがないように私どもの方では実務的に処理をいたしたいと思つておりますが、そういうことがもし起きた場合には、これはいづれにいたしまして百六条の外国籍の離脱の届け出をする際に必要であるところの外国籍離脱の証明書というものは、これは当然出るわけでございますので、それを法務局あるいは法務本省などに出していれば、それに基づきまして市町村の方には、その消除の旨の通知は取り消してもとへ戻すという措置は十分にとれるわけでございます。

それからまた、そういうふうな問題も生ずるか、立法技術の欠陥ではないか、そう改めたらどうかという点につきましては、一つの御指摘の御意見としては、私も、それは特に否定するわけではございませんけれども、私どもの方の立法の仕方がそう間違つてゐると思つておられないわけでございます。

○小澤(克)委員 この問題はもうやめたいのですけれども、先ほどから言つてゐるように、何ら本人に責められるべきことは、法務大臣の催告に従つた行動をしてゐる、それにもかかわらず戸籍を消されて、あれは間違ひだったからまた戻す、というようなことが起こり得るようなこういう規定の仕方をしてなければならぬ、それだけの理由があるのですか。先ほど私が指摘したような簡単な手直しをすれば、こういう問題は全部解消するわけですから、それにもかかわらず、どうしてもこういう規定の仕方を維持しなければならぬ何か積極的な理由があるのでしょうか。それを教えていただければ、もうこの質問はやめます。

○批田政府委員 もう既に繰り返してしまふけれども、私も、私どもとすれば、選択の催告の中身とすれば、外国籍を離脱することによつて日本の国籍に単一にする、そういう方法も中身として含まれるべきであらうということがこの趣旨でござい

ます。

したがいまして、そういうことでなくとも全体に調整がとれるような立法の仕方があるんじゃないかと言われれば、それはまた別でございすけれども、ただ、今の戸籍の關係につきましては、その御提案のような考え方をとりまして、法務大臣が催告をする一カ月のぎりぎり直前に外国籍の離脱をすれば、それも一つの解消策になることは、小澤委員の御提案でも同じだと思ひます。その場合でも、外国籍の離脱の届け出がなければ同じような問題が生ずるということは避けがたいわけでございます。

○小澤(克)委員 いや、それは大臣の催告の内容に従つた行動をまさにしている場合と、催告の内容とは全く別の行動をした場合と、それを一緒にたに論ずることはできないでしょう。この催告の内容をまさに狭義の国籍の選択だけに限つたとして、その催告とは全く無關係にその人が離脱の手続をするということはあり得ます。そうすれば戸籍が消されたり、また戻つたりということもあり得ます。しかし、それは大臣の催告とは別の行動をたまたましただけなんです。ところが、この規定の仕方によると、まさに大臣の催告の内容に従つて行動し、何ら本人にとががないにもかかわらず戸籍が消されたり、間違ひだったといつてまた戻つたりということになるわけですよ。この差は大いと思ひますよ。

○批田政府委員 それは確かに催告の内容を履行するといふ評價ができるかどうかという点については差異がございすけれども、御提案のような形で十四条の一項に書いた場合におきまして、法務大臣の催告の前提になる、そしてまた、国籍法が選択制度というものを設けている趣旨であるところの単一国籍に持つていくための方法として外国籍を離脱するということには変わりないわけでありまして、その場合で混乱をするのはいいのだけれども、こちらの場合にはおかしいのだというところは、確かにそれは催告の内容であるという点において違いがありますけれども、私は、

そう本質的なものではないという気がいたします。

○小澤(克)委員 それは全く牽強附会だと思ひますよ。法務大臣の催告に従つて行動した人が不利を受けるというふうなそんなことがあり得る法制というものは基本的におかしいですよ。戸籍が混乱するというのは、これはおかしいです。それでも、そういう混乱をさせてまでもこういう規定の仕方を維持しなければならぬ積極的な理由があつたら教えてくださいますと先ほど聞いたのです、いかがですか。

○批田政府委員 何事も繰り返してしまふが、そういう二重国籍のままで期間を経過しているような方については、ともかくも日本の国籍を維持したいというならば、外国の国籍を離脱するか、あるいは日本の国籍の選択の宣言をしただけで済むかという内容が、むしろ催告の内容としては、この選択の制度に一番適していると考えるからその内容にしているわけでございます。

○小澤(克)委員 まあこれ以上言つても水かけ論になりますので、もうやめます。これだけで一時間たつてしまつたのでやめますけれども、私は、法務大臣の催告の内容に従つた行動をしたにもかかわらず戸籍が抹消されたり、それがまた間違ひだということと回復したりというようなことが考えられる法律というのは欠陥法律だと思ひます。次に移ります。

十四条二項の選択宣言、これをなしたことによつて自国籍を失はせる国というのは、前回、天野委員の同様の質問に対して、パキスタン、インドネシア、フィリピンがあるというふうにお答えがあつたと思ひますが、このとおりでしょうか。フィリピン、インドネシア、マレーシア、パキスタンなどがそういうことになるように承知いたしております。

○小澤(克)委員 ほかに現在ないのでしょうか。あるいは現在立法を検討中というふうなことも含めまして、諸外国の立法の趨勢というふうな

ら見ますと、自國の國籍を放棄するという意思を外國で表明したといふところに重きを置くといふ受け取り方もあらうと思ふのです。そういうところでは放棄といふことが非常に強く評価をされる可塑性もあらうと思います。ただ、性質は、ある國の方を選択するといふことは同時に片一方は選択しないといふことをあらわしておるわけであります。だから、それをそういうものとして了解すれば、それは別に放棄という言葉がなくても同じ効果としてとらえられるだらうと思ひます。

私どもの方としても、もちろん内容的には日本の国籍を選択するというだけでもそれは足りるといふは足りるのでありますけれども、そういう宣言という意味内容が国民ということの内容としても片っ方の面からとらえる表現があつた方が余計に理解ができる、それで宣言の性質もよく理解してもらへるだろうということから、日本の国籍を選択して外国の方を放棄するという両面で明確に書くというふうにしておるわけでございます。

○小澤(克)委員　それで、質問のパキスタン、インドネシア、フィリピンについてはどうなるんでしょうか。

○批田政府委員　これらの図につきましては、この法案を示してどうかという意見を聞いておりますので、それを放棄するというのを削った場合にどうかということとは、また聞いてみないとわからないことでございます。

○小澤(克)委員　私はこれはこういう問題が生ずると思ふのです。この三国を除いたその余の國との重国籍者については、要領のいい人は、これはどうせ十五条の適用排除の効果しかないのだから、いわば第二の国籍留保にすぎないのだからということでほんと選択宣言をやる、そして十六条の訓示規定についてはこれを無視して知らぬ顔をしておく、さらに言えば、このパキスタン、インドネシア、フィリピン国籍との重国籍者であっても、この選択宣言は日本政府に対してはするけれども、しかし、そのことをパキスタン、インドネシア、フィリピン政府に対して通告するということよ

うなことは一切しないでぼけておく。そうすると、実体的にはこれらの国の国籍は喪失するわけですが、手続的にはなおそのまま残っている、そういうことをするだろうと思います。

それからむしろ律儀な人はこれを見て憫んで、しょうがないということで選択宣言をしない、その結果、日本国籍を十五条によって失う、そういうことがなると思うのである。要するに、信心深い人が賭み絵を賭まずひいて目に遭う、はりつけに遭う、信心深くない人はこんなものを賭んだつてどうってことないと言って平然と免れる、それと同じことが生ずる。律儀な人が、正直者が損をする、そういうことになりかねないと思うのです。そうだとすれば、法律として適当でない私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○批北田政府委員　法律というのは国民がその法律を守つてくださるという期待を込めておるわけで、それを守らなかつたときに罰則ですというのでも、それは相当その程度がひどい場合に限られるわけで、法は守られるべきものだということが原則になっておると思います。

そういう中で、確かに国籍の選択の宣言をした

後、片つ方の国籍をなくすという努力もしないでいるというふうなことは望ましいことではないわけ、するい者が得をするじゃないかということもあろうかと思ひます。ただ、そうであるならそういうふうなするい考えでやっている者を何かやるような方策をまた別途に考えるべきかということになりますと、そこまでするということも一つの問題であらう。ですから、こちら辺は國民の良識ある行動を待つ、そしてそこで本當に真剣になつて選択をしていただいて、その法律の考へているとおりの行動を私どもは期待する、それによつて重国籍というものの解消を図りたいという念願でございまして、それをしなかつた者をござしした形で整理するといふところまで踏み込むことは差し控へるべきだといふのがこの案の考へ方になるわけでございます。

○小澤(克)委員　誤解のないように。私は何も十

○小澤(克)委員 誤解のないように。私は何も十

六条の訓示規定を履行しない人を罰しろとか、そんなことを言っているわけではありませんで、逆に、十四条二項の表現がきつ過ぎるがために、無用の不安、動搖を招いているということです。

外に、胸のあたりに傷を負ったが、私はむしろオオカミはオオカミの皮をかぶった羊だと思ひます。よく考えれば、その効果は大したことがないのです。しかし、表現が非常に厳しに。軍国主義が非常に不安、動搖におののいてゐるわけです。中身が羊だということを知つてゐる人にとってはどうということはないのですけれども、毛皮がオオカミですから、びくびくしてゐる。これはまずいのじゃないかと私は思ひますね。

それで、百歩譲っても、こういう表現で十分だと思ふのです。日本国籍を選択し、かつ、外国の国籍の離脱に努める旨の宣言という十六条の訓示規定をそのまま使つたような、この程度の表現で十分なんじゃないかという気がしますが、どうですか。

○批田政府委員　そういうお考えもあろうかと
 思いますが、国籍の選択というのは、私はオオカ
 ミだとは思いませんけれども、実際は厳しいもの
 だと思えます。そういう厳しいものとして受けと
 めていただく必要はあろうと思えます。

そういう意味で、先生が中身が羊だというふう
に余りおっしゃらないでも、そういうふうな感覚で
けでございすけれど、もういふふうな感覚で
國籍問題、二重國籍問題というものは対処すべき
ものだと考えておりますので、私どもはそういう
他國籍の離脱に努めるというような、本来という
う内容のものでは性質上ないのじゃないかという
氣もいたすわけであります。

○小澤(克)委員　どうもオオカミをもつてよしとする考え方となるべく羊である方がよいという考え方が基本的に違いがあるようですので、かみ合わないのですが、次に移ります。

これは午前中に他の委員からの質問に出ており
ますから、重複して質問することを避けます。十
四条一項が原則は二十二歳まで選択が猶予され

いるというこの法の趣旨に違つた扱いが戸籍事務担当者によつてなされることのないように、つまり早目に選択することを事實上強制する、出生届や何かのときに、どうせ後で法務大臣から内容証明つきの催告が来たりしますから早目に選択をしたらどうですかとか、あるいは外国籍を離脱したらどうですかというような指導がなされることのないように、二十二歳までは猶予されているのだから、その間十分熟慮しないという方向で窓口の方が対処されるように、十分な指導をしていただきたいと思ひます。先ほどそういうふうにもおっしゃられていましたから、特に質問いたしません。そういう要望をしておきたいと思ひます。

次に十六条の二項でござりますが、選択宣言の「趣旨に著しく反する」というこの「著しく」という言葉が私はどうしても理解できないのです。例えば選択宣言の中に、國家に忠誠を誓いますというような、何かそういう表現があれば、忠誠というようなものには幅があります。著しく忠誠を尽くす場合と多少忠誠を尽くす場合と、そういう幅のある觀念だと思ひます。ところが、日本國籍を選択する、私は日本國籍を選びますというこの觀念には、著しく選ぶとか多少選ぶとかいうような幅の入る余地がない、そういう觀念だと思ひますよ。選ぶか選ばないか、どちらかだと思ひます。だから、その邊として、裏側として、著しくこの宣言に反するとか多少反するということは、どうしても私には理解できない。それはちょうど著しく日本人であるとか多少日本人であるというように觀念できないのと同じだと思ひます。ですから、この「著しく」という言葉が入っていることは、一見要件を絞っているようで実は要件を絞る機能を果たしていないのではないかと。結局どうにもも解釈できるし、法務大臣の処分について後に裁判所がこれを判断しようという場合にも、単に「著しく」と書いてあるだけでは判断の基準が見出せないと思ひます。

これまでの局長のお話を聞いていますと、例えば行政(一)と行政(二)程度で、行政職(一)ならオーケー

で行政職ならひつかかるのではないかと、うふうな話がありました。国会でそういうことが議論されていること自体、今後の解釈の一つの基準をつくっていくかと思ひますので、それはそれなりに結構だと思ひますが、そうであれば、むしろ外国にはいろいろな官職があるでしょうから立法は技術的に難しいかと思ひますが、例示列挙程度に、例えば立法院の議員、それから裁判官、あるいは公の意思の決定に關与する公務員というふうな何か決まり文句があるようですけれども、そういうふうなもう少しきめ細かな決り方をしておいた方が判断基準としてはいいのではないかと、うふうな話があるので、いかがでしょうか。

○批田政府委員 確かに著しく違反するという言葉は抽象的でありまして、具体的な判断基準になるようなものを掲げておくのも一つの考え方だと思ひます。私も実はそういうふうな基準になるようなものが例示的に挙げられたいかどうかということも検討したものでありますけれども、外国が相手でございますので、いろいろな形勢がある。それで、妙な例示をいたしますとかえつて解釈がまたそれに偏つてしまふということもあり得るだらう。したがって、抽象的であるということとは好ましいことではありませぬけれども、この「著しく」というのはむしろ日本の國に對する、先ほどの言葉をかりますと、忠誠とかということよりも外国の國籍の方を放棄するということですね、そういう宣言をしていながら、自分の志望によつて外国の國籍を持つていける者でなければならぬ公務員についておるといふことは、それ自体その宣言の趣旨に反してゐるわけでありまして、ただ、反してゐるのだけれども、それにも公務のつき方、その地位とかといふものによつて、やはりおのずから差があるのではないかと、要するに、著しいということが具体的なケースによつて判断される基準が先例、判例等でだんだんと固まつていくだらう、むしろそういうことで任せておいた方が實際感覚としては合ふのではないかと、うふうな話があるので、あえて例示をとることを避けたいわけでございます。ただ、その反面、確かにあるいは性はあると言へば残るわけでございますが、制度全体の趣旨からおのずから解釈上一つの線が出てくることを期待してゐるところでございます。

○小澤(克)委員 それでその解釈の線ということでございますが、先ほど私が挙げたような立法院の議員であるとか裁判官であるとか、あるいは公の意思の決定に關与する公務員、こういったあたりがひつかかるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

それで、もう一つについてお尋ねしますが、学校の先生などの場合、國公立の大学の教授とか、そういうものになる場合はほとんど問題がないと考へてよろしいのでしょうか、いかがでしょうか。

○批田政府委員 最初に挙げられました例示は、これは著しく違反するグループには入ると思ひます。ただ、その例示だけでしてしまひますと、そういうものにむしろ限定されてしまふといふことではちよつと私も疑問はあるわけでございます。おっしゃつたものは私どもの感覚としては入るころに属すると思ひます。それから大学の先生——先生にもいろいろあると思ひますが、教職といふのは比較的公権力の行使といふ場面からは遠いわけでございます。それから公的な意思決定といふことも遠いところで、いわば教育研究といふ純粋なそういう場面であらうと思ひます。著しく違反するとは言へない、そういう判断を得る余地があるグループではないかと思ひます。

○小澤(克)委員 それから十六條に關して、この法案によりまして、隨同などを經て結局法務大臣が喪失宣告をした、その場合に、だつたら、むしろ公務員の方を辭任して日本國籍の方を残す、そういう人だつてゐると思ひます。ですから、そういう機会を与える方がよいのではないか、うふうな話があるので、あえて例示をとることを避けたいわけでございます。ただ、その反面、確かにあるいは性はあると言へば残るわけでございますが、制度全体の趣旨からおのずから解釈上一つの線が出てくることを期待してゐるところでございます。

失効の宣告程度にとどめて、そこから一カ月間ぐらゐの間にやめないときは國籍を喪失させますよ、というふうなことは考へられないのでしょうか、うふうな話があるので、あえて例示をとることを避けたいわけでございます。ただ、その反面、確かにあるいは性はあると言へば残るわけでございますが、制度全体の趣旨からおのずから解釈上一つの線が出てくることを期待してゐるところでございます。

○批田政府委員 確かに日本の國籍を喪失するからいふなら當該公務員の職を去りたいという方もあるかも知れません。そういう場合の措置といひましても、職間の機会を設けて、その主張、それからそれを立証すべきものがあるなら資料を提出していただくという手続を設けておきます。その中で自分自身は喪失というふうになるのだつたならば、むしろ公務員の方をやめたいというふうな意思を表明していただければ、その手続の中で推移を見て、そして自分の意思によつて公務についていふことと自己は宣言の趣旨に反してゐるわけでございますけれども、ただ全体の評価として、喪失の宣告をしないでおくといふことも、法務大臣の裁量としてはあり得ることではないかと思ひます。そういうことで処理すれば足ります。このように考へておきます。

○小澤(克)委員 それは私は非常に日本的な発想だと思ひます。二重國籍を持つてゐるような方の場合、今言つた趣旨の中で、どうもこれは危ないといふときには、じゃ事前にやめるといふようなそういう発想をとらないで、自分の主張をすることや、そして結論が出来るまでにそれに従う、というふうな考え方の方の人はむしろ多い、これから多くなつていくと思ひます。例えば裁判なんかの中でも、とにかく自分の主張を徹底的にする、その上で判断を仰ぐ、出た判断には素直に従う、そういう新しいタイプの人がふえていくでしようし、重國籍者の中にはむしろそういう感覚の方が多いのじゃないかといふ気がするのです。すなわち、だから、ことんやめだけやつて、結論が出たら、じゃ公務員の方を辭任しますよといふ人も、これらもひとつ御検討ください。

附則の五條、これの要件にいろいろ無用な要件があるのではないかという議論は、もう他の委員

からもさんざん出ておりますので、重複を避けたいと思ひます。それで、私としても他の委員と同様、成人者を除いたり、現に日本國民であるといふことを要件に加へたり、さらに日本國民であつた者を除くといふような要件を加へる、果たしてそれだけの必然性があるのかについては疑問を持つてゐるということはこの中で表明しておきたいと思ひますけれども、その点はもう重複を避けまして、一つだけお尋ねしておきたいのは、この附則五條に當る法務大臣に對する届け出、これがたまたまもう一つの外國籍を失うという場合があるのでしょうか。具体的にどこかの國で法制上そういうことがあるのでしょうか。

○批田政府委員 附則五條の届け出をすることによつて片一方の國籍といふことになり、現に有してゐる國籍を喪失するといふことになり、そうなる國は韓國、それから中國の場合には、要するに中國外に居住してゐる者に限るだらうと思ひますけれども、失われます。それからスウェーデン、デンマーク、リビア、それから西ドイツも國外に住所がある場合には西ドイツの國籍を失うということになるようでございます。

○小澤(克)委員 出生によつて國籍を取得したのと同じに扱ふといふのが附則の五條の規定なんですけれども、やはり自己の意思によつて日本國籍を取得したから、出生によつて當然に取得したときとは違つてくる、こういうことになるわけですね。

○批田政府委員 そのとおりでございます。

○小澤(克)委員 戸籍法の方に移らしていただきます。

戸籍法の改正案の百二條の二項、ここに届け出事項が列挙されてゐるわけですが、これがすべて戸籍に記載されるという趣旨なのかどうか。あるいはそうでないといふれば、記載事項はどれなのかを教へてください。

○批田政府委員 新百二條の二項に記載されております各事項が全部戸籍の記載事項になるわけではございません。

戸籍の記載事項になりますのは、一号は全部記載事項になります。二号も記載事項になります。三号は、父母の氏名は記載事項になります。本籍とか、外国人である場合のその国籍とかは記載事項になりません。それから四号は、配偶者の氏名及び本籍、または国籍、これは記載事項になります。五号は「その他命令で定める事項」でござい

ますが、これは予定しているものは養子関係です。養子縁組関係のことであればそれを書いてほしいということをお示ししておりますので、そのようなことは当然戸籍の記載事項になるということとでございます。

○小澤(克)委員 百二条の二の帰化、これも同様になります。違いがあれば指摘してください。

○批田政府委員 同じでございます。

○小澤(克)委員 次に、百四條、留保、それから百四條の二、選択宣言、これについては戸籍への記載事項はどういうことになりますでしょうか。

○批田政府委員 百四條の留保の場合には、その留保があった旨が戸籍の記載事項になります。それから百四條の二の選択宣言の場合には、その選択宣言の届け出があった旨が記載事項となるわけでございます。

○小澤(克)委員 選択宣言の場合には日付なども入りますか。

○批田政府委員 届け出の年月日は入ります。○小澤(克)委員 百六條、外国籍の喪失、これについては何が記載事項になりますでしょうか。

○批田政府委員 これは、いつ、どここの国籍を、どういう理由で失ったか、その届け出がいっ出されたかということが記載事項になります。

○小澤(克)委員 そこで、留保、選択宣言、外国籍喪失、この三つについてひっくり返って尋ねますけれども、この三つはいずれも身分行為そのものでもありませんし、それから国籍の再取得や帰化のように、いわば新たに戸籍を起す場合でもございませぬ。留保に関しては、出生が新たに戸籍を起す理由だと思えますので、留保について

てもそうだと思います。したがって、どうしてこういうことを戸籍に記載しなければならぬのか、その理由がわからないのですけれども、どうなんでしょうか。

○批田政府委員 戸籍というのは、日本国籍を有する者について編製をするということとござい

ます。そういう意味で戸籍というのは国籍簿としての機能を営んでおるわけでありまして、したがって、日本国籍の存続とかあるいは確定とかいうような事柄は戸籍制度の根本にかかわることとございまして、そのようなことを戸籍に明らかにしておくことが必要であるということがあります。

それからもう一つは、その後の国籍法の処理につきましても、留保とか選択の届け出とかというようなものは戸籍の上で明示しておくということとが今後の手続の上においても非常に役に立つという両側面、主たる理由は最初の理由でござい

けれども、そういうところから戸籍の記載事項とすることになったわけでありまして、

○小澤(克)委員 国籍簿でもあるということですが、これも私は納得できないのです。日本国籍を持つからこその戸籍に記載される。日本の戸籍に記載されている人はすなわち日本国籍を持つてゐる人だということだけのことで、それだけで十分です。そのほかにさらに、留保したとか選択宣言をいついつしたとか、いついつ他の外国籍を喪失したとかいうようなことを記載する理由は全くない。しかも、これは参考人の意見にもありまして、これは社会的な差別の一つの足がかりになる可能性が非常に強いわけですが、これは記載する必要はないし、もう一つの理由の方の法務大臣の報告等の資料として必要だということとすけれども、それだったら戸籍本体に記載する必要はないので、ちょうど今附票という制度があつて住所などはこれに記載しておりますけれども、戸籍本体とは別のものに記載すれば十分だ、こう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○批田政府委員 日本の国籍がある者について戸籍を編製するということであるわけでありまして、戸籍があるということが日本国籍があるということの一種の証明機能も果たしている実態があるわけですね。そういう意味で国籍簿的な役割も一面持つておるというふうに申し上げたわけ

です。したがって、留保につきましても、現行でもある制度でございまして、現在でも戸籍の届け出事項として戸籍に記載されておるということと

ございまして、ただ、ほかの機嫌でかえられないかと言われますと、それは絶対にかえられないという

ことはなないと思ひます。しかしながら、では適当な方法があるかといふと、それは問題でございまして、ただいまの一つの御提案としての附票にどうだろうかというお話でございまして、けれども、その附票は実は戸籍法に基づいてできてゐるものではなくて、住民登録制度とつながりをつけてゐるために住民基本台帳法で決められてゐるものでございまして、したがって、役割が非常に限定されておるということから、附票に書くということとは適当でないだらうと思ひます。

○小澤(克)委員 現行の附票そのものに書くことは無理だらうというのは私も同意ですけれども、戸籍本体に書かずとも、それに付随した書類を新たに一つつけてそこに書いておく。そして就婚だの結婚だのときに戸籍簿本を要求されるときには入らないようなところに記載しておく、そういう工夫があつてしかるべきだと思ひます。

それから留保については、これまでだつて記載されてゐるではないかというお話がありましたけれども、私は、留保の範囲が拡大したということから、これまでどおりだとは言えないと思ひます。なぜかといいますと、これまでの留保は出生地主義を採用している国に限つていたわけですが、例えばアメリカ生まれであるとかカナダ生まれであるというようなことは必ずしも両親が日本人であるか、あるいは片一方が外国人であるかというようなこととは結びつかない、したがって、

それだけでは余り社会的差別の理由には、これま

でならなかつたと思ひます。

しかし、今回は出生地主義に限らず血統主義であつても、とにかく外国で生まれた場合は留保になるわけですから、非常に範囲が拡大したということと、留保も新たな社会的差別の足がかりにされかねない。そういう意味で、今回の改正を機会に、留保も含めて選択宣言も外国籍喪失も、先ほどから言ひましたように、これは身分行為たる本質を持ちま

せんので、かつ、国籍簿だということとは、そこに記載されて編さんされてゐるということとが日本国籍を持つという意味しかありませんので、留保も含めて何か別の扱いをする、どうして

も何らか公的な権限に記載する必要があれば、戸籍の各人の身分行為の記載事項からは少なくとも外す、記載の場所から外すというやうな工夫があつてしかるべきかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○批田政府委員 立法政策としてはいろいろな方法が考えられると思ひます。ただ、現実問題とい

たしますと、戸籍制度で把握する、あるいは重国籍者だけを把握するための重国籍者名簿というものでつくるといふやうなことになるわけ

ではないかという気がするわけですが、いろいろ内部的に議論した結果、その重国籍者名簿をつくるということとは、またそれなりに一つの問題を提起いたします。そして戸籍の關係につきましては、それは若干見解の相違があるかもしれませ

けれども、国籍簿としての性格をもとと持つてゐるし、これからはますますそれを進めていって

もいいのではないかという感じがするわけだ、そこ

に書くことが一番合理的であるし、制度として一番スムーズにのつていくであらうというこ

とで、政策選択といたしましては戸籍の記載に

する。それもそうだからといって戸籍制度全体と調和しないものでもないという感じを持っており

ます。

ただ、そういうことを書くことが差別につながる

ということなであります。重国籍者とか、あ

るだけで、それだけではないかと思ひます。

○批田政府委員 立法政策としてはいろいろな方法が考えられると思ひます。ただ、現実問題とい

たしますと、戸籍制度で把握する、あるいは重国籍者だけを把握するための重国籍者名簿というものでつくるといふやうなことになるわけ

ではないかという気がするわけですが、いろいろ内部的に議論した結果、その重国籍者名簿をつくるということとは、またそれなりに一つの問題を提起いたします。そして戸籍の關係につきましては、それは若干見解の相違があるかもしれませ

けれども、国籍簿としての性格をもとと持つてゐるし、これからはますますそれを進めていって

もいいのではないかという感じがするわけだ、そこ

に書くことが一番合理的であるし、制度として一番スムーズにのつていくであらうというこ

とで、政策選択といたしましては戸籍の記載に

する。それもそうだからといって戸籍制度全体と調和しないものでもないという感じを持っており

ます。

ただ、そういうことを書くことが差別につながる

ということなであります。重国籍者とか、あ

るだけで、それだけではないかと思ひます。

○批田政府委員 立法政策としてはいろいろな方法が考えられると思ひます。ただ、現実問題とい

たしますと、戸籍制度で把握する、あるいは重国籍者だけを把握するための重国籍者名簿というものでつくるといふやうなことになるわけ

ではないかという気がするわけですが、いろいろ内部的に議論した結果、その重国籍者名簿をつくるということとは、またそれなりに一つの問題を提起いたします。そして戸籍の關係につきましては、それは若干見解の相違があるかもしれませ

るいはそうでないとかということが差別になるかどうかというのは、これはまた問題だと思えますけれども、しかし世間の実態としてはあるということも否定しがたい面もあります。ただ戸籍というものは大なり小なりブライパシーに立ち入っている面があるわけです。認知というのが書いてあるのもまずい、父親の欄が空欄になっているのもまずい、あるいは離婚が書いてあるのもまずい、言い出しますと切りがない面があります。そういうことであるから、最小限度にしておけという御見解もあろうかと思えますけれども、そういう面で戸籍全体については余りみだりに人には見せもしないし、謄本も出さないという制度も現在とっておりますので、制度全体といたしますと、そういう面も一応の工夫措置がなされておりますので、留保したとか日本国籍を選択したということとは、むしろ書いてもいいことではないか、場合によっては戸籍の記載自体からは二重国籍だという推定が働くケースが多いわけです。

父母の欄を見ますと、母親が日本人の場合には父親の戸籍がないわけですね。そして母親の欄にはどこそこ国籍の何がしという人と婚姻したということが書いてあり、当該子供の父の欄には外国人らしい名前が書いてあるということになりますと、それ自体で重国籍だということがわかるわけです。それがむしろ日本国籍の宣言をしたのだということが書いてあれば、その人は重国籍なんだけれども日本の国籍を取るという腹を決めてその宣言をしているんだということが、本人にとって証明してもらいたいという問題も逆にあることも予想されるわけでありまして、私はマイナスばかりではないと思います。そういうことをあれこれ勘案いたしまして、戸籍の記載事項としても差し支えないという結論になったわけでございます。

○小澤(克)委員 どうせ父母の名前を見れば外国人らしい名前がわかるじゃないかということでしたけれども、例えば韓国籍を持っておられる方のような場合、日本人と同じような姓名の方だっ

幾らでもいらつしやるわけです。それから、質的に証明したいというときにはさらにさかのぼって、分籍している場合でも父母の戸籍等をとればいいわけですから、余り理由にならないと思うのですね。国籍簿たる性格もあるとおっしゃるのですけれども、それだったら身分行為の欄とは別の欄に書いて、戸籍謄本や抄本をとったときには、当然一体のものとしては出てこないような、物理的に紙を分離するというようなことはどうにでもできると思うのですけれども、その辺一工夫していただきたいと思うのです。

おっしゃる通りに、二重国籍者名簿を別につくるといふのは絶対にあつてはならぬと私は思います。しかし、先ほど附票というのはいつときで言ったのですが、附票そのものは問題にならないと思えますけれども、これに類似した紙をくっつけておいて、謄本請求のときには、そちらは普通は出さぬというような扱いをすればいいのじゃないかという気がするのですけれども、これもぜひ御検討いただきたいと思います。

時間が来ましたので、最後に、留保、選択宣言、外国籍喪失については転籍した場合はどうなりますか。ついて回るのでしょうか。それを教えてください。

○枇杷田政府委員 これは、転籍後の新本籍地の市町村におきましても直接に把握しておくべき事柄だと考えますので、目下のところは、転籍によつてもその分は消さないで、記載事項として残すという考えでありますが、ただいま御指摘のあったような点が将来どのようになるかということが予測つかない面もございますので、そういう事柄も問題になった場合には検討する余地が全くないと言つつもりではございません。

○小澤(克)委員 終わります。

○宮崎委員長 次回は、明十八日水曜日正午理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十三分散会

昭和五十九年五月八日印刷

昭和五十九年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局